

発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査（高等学校）

<別紙1>

調査学校： 37 校
回収数： 37 校(100%)

問1 『発達障がい』<注1>関係についてお伺いします。

(1) 貴校では、『発達障がい』についての理解促進にどのように取り組まれていますか。主に当てはまる番号に○をつけて下さい。(1つだけ)

31	86.1%
1	2.8%
4	11.1%
0	0.0%

1. 全教職員を対象に、理解の促進を進めている
2. 主に管理職や特別支援コーディネーター等、一部の職員に理解の促進を進めている
3. 取組みはしているが、学校全体として、まだまだ理解が進んでいないと感じる
4. 発達障がいについてよく分からない／どのように取り組むべきかが分からない

回答数 36

※未回答 1

(2) 現在、発達障がいの特性があり学習面または行動面、対人関係において著しい困難<注2>を示す生徒はいますか。いるとお答えの場合どれくらいいますか。

19	51.4%
17	45.9%
1	2.7%

1. いない(と思う)
2. いる(と思う) (全生徒の _____ %程度) (_____ 名程度)
3. 分からない

1%未満	5
2%程度	7
3%程度	3
5%程度	4

※回答のあった19校の内訳

回答数 37

(3) 合理的配慮<注3>について、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

13	35.1%
12	32.4%
13	35.1%
13	35.1%
1	2.7%

1. 診断もしくは障害者手帳を所持していることにより、合理的配慮の申し出があった生徒がいる
2. 診断もしくは障害者手帳の所持等はないが、合理的配慮についての相談があった生徒がいる
3. 現在までに合理的配慮の申し出があった生徒はいない
4. 学校として既に対応(もしくは準備)をしている
5. 合理的配慮の申し出があっても、今すぐ対応できる状況ではない

回答数 37

(4) 発達障がいの特性がある生徒の就労を支援するために、具体的に知っている、または知っておきたい情報はありますか。(該当するものすべて)

26	70.3%
30	81.1%
18	48.6%
18	48.6%
21	56.8%
2	5.4%

1. 相談支援機関の情報について
2. 就労支援機関の情報について
3. 障害者手帳制度について
4. 障害者雇用制度について
5. 就労支援に関する成功事例やうまくいかなかった事例について
6. その他 [_____]

回答数 37

(2)その他、どのようなことでも構いません。ご意見をお聞かせください。

4

著しい困難の程度までも感じていない生徒に対して、進路選択や将来の職業選択に向けてのカウンセリング等の支援が必要であると考えます。学校は、どのような支援ができるのか御指導いただきたい。

8

本校では障害者手帳を使って就職しようとする生徒はいない。発達障がいの特性を持ち、就労時に配慮が必要であると思われる生徒は、進学する場合が多く、高校段階での就労支援については今後の課題である。

9

現在、発達障害として明らかな生徒は、いないように思っています。(担任、教科担任が気づいていないものはいるかもしれませんが)過去はいた時期もあります。

12

発達障がいの特性があり、著しい困難がある生徒は現在いないが、学習や対人関係に困難を示している生徒はいる。巡回相談員による相談支援などを活用し、相談助言をしてもらっている。

18

本年度については、該当する生徒の相談は受けておりませんが、来年度以降も充分考えていかなければいけないと思います。関係、支援機関と連絡をはかっていると考えております。

15

・「障がい者雇用」といわれると受け入れることが難しい保護者が多い。まず、どのような仕組みか、どんな勤務先があってどんな支援があるかだけでもきいてもらいたいので、「〇〇な特性がある人の働き方」等のネーミングになってくれたらありがたい。(まずは、内容だけでも聞いてもらいたい。)
・職員の中でも、障がい雇用をせず、学校求人からの方がよいと考える方はいる。だが、学校求人だと職場になじめずすぐやめてしまったり、成績がひくい者は残っている求人から選ぶようになる為、特性にあった職場に就職できないこともある。
・卒業までに就職決定する場合、2年生の3学期には、適性や体験をしないと障がい雇用結びつかないことも多い。2年生の2学期頃 仕組の説明会を高校の就職担当と特別支援コーディネーターに教員向け。別日に保護者むけを企画してくれると嬉しい。

20

当校においては、発達障がいの届出のあった生徒はいない状況であるが、就職に関して困った経験があります。支援があるのは知っていますが、なかなか就職にいたらないので、就職先が知りたいです。

21

保護者の中には、自分の子どもには専門機関は必要ないと思っている人も少なくない。卒業後の具体的な進路になると、真剣に悩んでいる方も多くおり、早期に対応したいのですが、保護者の理解を早く得るにはなかなかむずかしいところがある。

生徒への支援を充実させるためには、人的な配慮が必要で、支援学校との教員定数があまりにも違いすぎて、支援を要する生徒が多い高等学校は、過酷な状況だったと思います。今後、通級指導を導入することになると、ますます人的な配慮がないと、教育現場は本来の目的が果たせないのではないかと心配です。

聴覚障害をもっており、自閉的傾向を併せもつ女子生徒(3年)の担任から進路について相談を受けた。保護者の理解や協力があまりなく、担任も困っており、夏休みの三者面談に同席した。事前に障害者職業・生活支援センター、わくわくに電話し、母への就労の説明をしてもらおうと考えたが、日程が合わず実現できなかった。面談では4年制大学(県内)への進学ということで、話は落ち着いたが、高卒、大卒いずれも就職への道は険しく、問題を先のばしにしているだけではないか、という考えもあり、何がベストなのかはわからないと思う。

問1の(2)に関して「著しい困難」という条件をつけると該当者はいないが、グレーゾーンの生徒は15%前後存在する。高校卒業後グレーゾーンの生徒は自由競争社会の中で、就職を継続することが困難になるケースが多い。

本校は、普通科で進学する生徒がほとんどです。大学進学先を決める時、やりたいことが見つからず悩む生徒も多くいます。高校入学時は、問題なくごせますが、テストの番数が出るころより不調になるケースが見られるので、1年生の担任の先生には面接をするなど気をつけてもらっています。少人数の中学校から集まってくるので、入学後は新しくスタートしたいとはりきっている生徒が多いですが、夏休み明け頃より不調になるケースもあります。中学校まで、トップクラスでいた生徒が多いので、発達障がい等が勉強ができるために見逃されているケースも多く、新しいクラスになじめなかったり、うまくコミュニケーションがとれないと困り感を持っている生徒はクラスに複数人いると思われまます。高3になると、部活もおわり、多くの生徒が受験モードになっていきます。その中で、目標ややりたいことの見つけられない生徒、過度な期待が重荷になる生徒などが不登校になりがちです。本校は不登校認定制度(3年間で1度だけ利用できる、要診断書)があり、認定されると別室登校も認められています。幼い頃より、こうあるべき。と育てられ、そこから抜け出せない生徒が多いので、指導もスクールカウンセラーさんに入ってもらおうなどしています。自己理解ができてきた生徒や保護者は良い方向に向かいますが、本人が受け入れられないケースもあり、難しいケースもあります。対応する人が、担任部活顧問などにかぎられてきて(本人が安心できる人)、負担がふえる。

現場の教師としては、生徒に発達障がいの可能性があるかと認識しつつも、保護者や本人にその認識がないため、問題解決に向けての土壌生成が難しいと感じている。

発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査 (高等学校)

<別紙2>

【別紙2】

回答数 **135** 人 / **29** 校

＜ここから先は、発達障がいの特性のある生徒の中で、将来、就労(継続)に不安を感じる方を対象としてお答えください＞

問2 当該生徒の現在の状況についてお伺いします。

(1) 学習面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

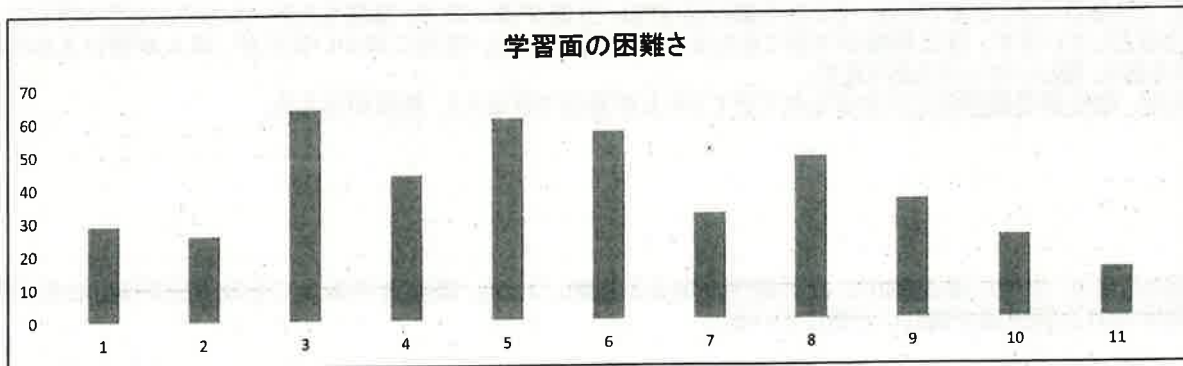
回答数 **110**

(該当するものすべて)

※気になる面なし 25人

29	26.4%	1. 授業が理解できない(単位がとれない)
26	23.6%	2. 板書をノートに写すことができない/メモをとれない
64	58.2%	3. 口頭指示や一斉指示は理解しづらい
44	40.0%	4. 集中しにくく、気が散りやすい
61	55.5%	5. 細かい部分の見落としや聞き逃しが多い
57	51.8%	6. 複数のことを同時にこなせない/優先順位をつけられない
32	29.1%	7. 忘れ物が多い
49	44.5%	8. 提出物の期限に間に合わない
36	32.7%	9. 生徒自身は、学習面の困難さを自覚していない
25	22.7%	10. 気になるところはない
15	13.6%	11. その他 []

- ・気分による、しょっちゅう寝ている
- ・字や文がきちんと書けない(文字の表記)
- ・学力がかなり低い
- ・書くのが遅い、理解が遅い
- ・あちこち手をつけて中途半端
- ・順位が下がるとやる気がなくなる
- ・パニックになると「やばい」など声を出す



(2) 行動面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

回答数 **117**

(該当するものすべて)

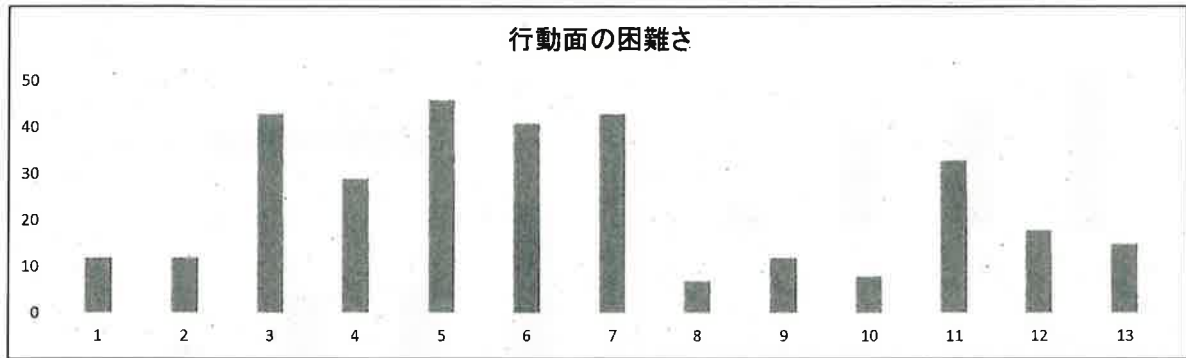
※気になる面なし 18人

12	10.3%	1. 遅刻がある、時間が守れない
12	10.3%	2. 服装など身だしなみに問題がある
43	36.8%	3. 片付けや整理整頓が苦手
29	24.8%	4. 思いつきですぐに行動する
46	39.3%	5. 規則や習慣等にこだわり、融通がきかない
41	35.0%	6. 年齢相応の常識やマナーが身につけていない
43	36.8%	7. 感情をコントロールすることが苦手で、表情や態度に出してしまう
7	6.0%	8. 聴覚など、感覚の過敏さがあり、生活に支障が出ている
12	10.3%	9. 不眠やうつ症状など、何らかの精神的な症状が見られる
8	6.8%	10. 不登校、不登校気味

33	28.2%
18	15.4%
15	12.8%

11. 生徒自身は、行動面の困難さを自覚していない
12. 気になるところはない
13. その他 []

- ・特定の人としか話さない
- ・通常と異なる指示をすると分からない
- ・できないのに「できる」と言う
- ・過去のトラブルを自己解決できない
- ・作業に時間がかかる
- ・興味があることへのこだわりが強い
- ・学校は問題ないが、家で問題あり



(3) 対人関係、コミュニケーション面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

(該当するものすべて)

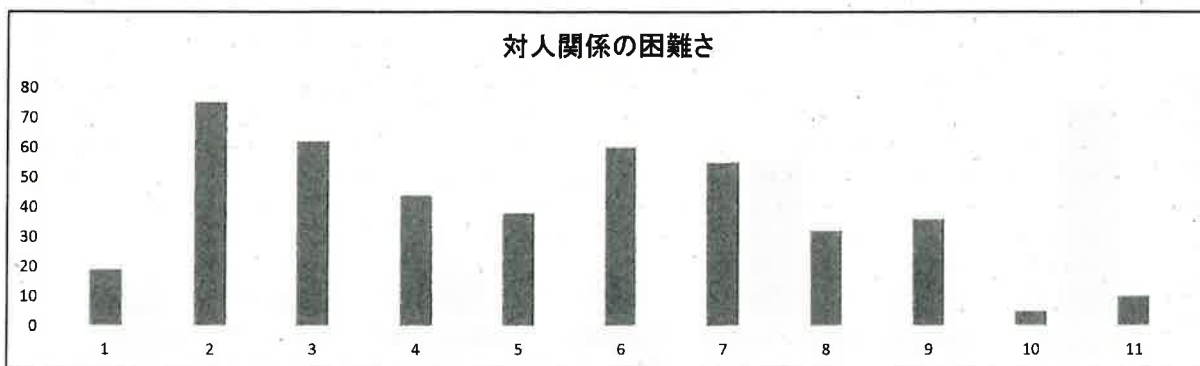
回答数 130

※気になる面なし 5人

19	14.6%
75	57.7%
62	47.7%
44	33.8%
38	29.2%
60	46.2%
55	42.3%
32	24.6%
36	27.7%
5	3.8%
10	7.7%

1. 挨拶や返事がほとんどできない
2. 相手の気持ちや状況を理解するのが苦手
3. 抽象的な表現は理解しにくい
4. 分からなくても「はい」と返事をするのがよくある
5. 人の言葉を真に受けて不安になる(字義通りに受け取ってしまう)
6. 雑談に入れれないなど、コミュニケーションがとりにくい／孤立しがち
7. 空気が読めず思ったことをそのまま話してしまい、周囲とギクシャクする
8. 指摘や注意を受けた際、謝罪できない／適切な対応ができない
9. 生徒自身は、対人関係やコミュニケーション面の困難さを自覚していない
10. 気になるところはない
11. その他 []

- ・いつも自信なさそうにしている
- ・援助要求ができない
- ・自己肯定感が低く、嫌われていると思ってしまう
- ・即時対応が難しい
- ・自分は話したいが、人の話は聞きたくない
- ・評価や成績を異常に気にする
- ・突然、攻撃的な行動をする
- ・自分の行動に周囲が驚いても気づかない



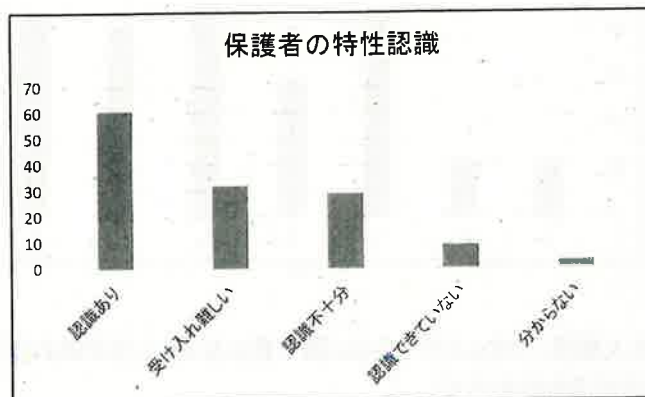
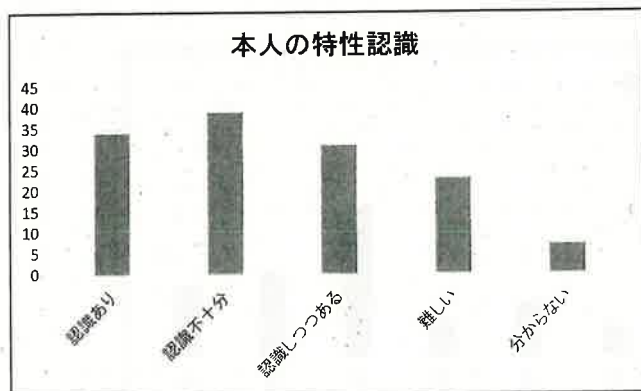
(4) 当該生徒は、日常生活での困り感や自己の特性について、認識しているように感じられますか。当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 134

※未回答 1

34	25.4%
39	29.1%
31	23.1%
23	17.2%
7	5.2%

1. 生徒自身に困り感があり、特性についてもある程度認識している
2. 生徒自身に困り感はあるが、特性についての認識は十分ではない
3. 生徒自身に困り感はないが、教員等からの注意・指摘により認識しつつある
4. 生徒自身に困り感がなく、教員等が注意・指摘しても認識は難しい
5. 分からない



(5) 保護者は、当該生徒の特性について、認識しているように感じられますか。当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 134

※未回答 1

61	45.5%
32	23.9%
29	21.6%
9	6.7%
3	2.2%

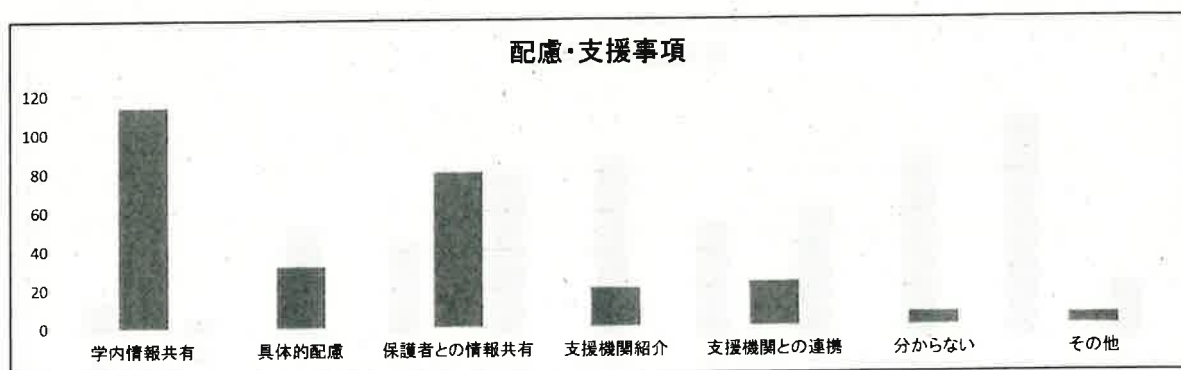
1. 認識しており、教員や支援機関等と連携・協力できている
2. 認識していると思うが、心情的に受け入れられていない(ように見える)
3. 十分な認識はできていない(ように見える)
4. 認識しているようには思えない
5. 分からない

(6) 貴校で配慮・支援していることについて、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

回答数 135

114	84.4%
32	23.7%
80	59.3%
20	14.8%
23	17.0%
7	5.2%
6	4.4%

1. 学校内で情報共有している
2. 学校内で具体的な配慮・支援を実施している ※具体的な内容()
3. 保護者と情報共有している
4. 支援機関への相談を勧めている
5. 支援機関と連携し、配慮・支援を実施している
6. 配慮や支援の仕方が分からない/できていない
7. その他 [現時点では見守り など]



【補足】(6)貴校で配慮・支援していることについて、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

2. 学校内で具体的な配慮・支援を実施している ※具体的な内容()

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・他の生徒との仲介役
- ・落ち着く場所の提供
- ・教職員用トイレの使用を許可
- ・個別対応や視覚支援
- ・学習支援員の活用
- ・定期的な面談
- ・就労体験実習
- ・声かけや座席の位置
- ・SST

問3 当該生徒の卒業後の就労(継続)状況・必要な支援についてお伺いします。

(1)教職員は、当該生徒の就労支援を行う上で、どのようなことに困難を感じていますか。当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

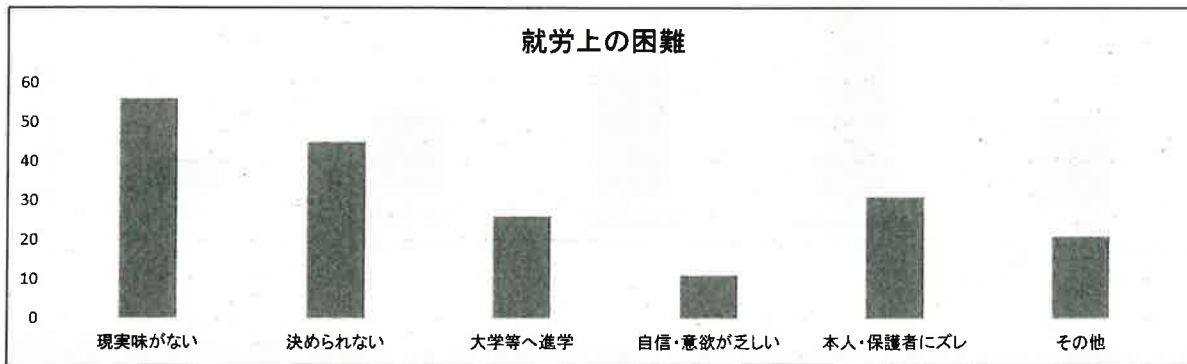
回答数 130

※未回答 5

56	43.1%
45	34.6%
26	20.0%
11	8.5%
31	23.8%
21	16.2%

1. 現実味のない進路希望を抱く／抱きそうである
2. どのような進路を選んでよいか分からない、進路を決めきれない
3. 卒業後すぐに働くことが難しいため、大学等へ進学することを選ぶ／選びそうである
4. 働く自信がない、働きたくないなど、就労に対する意識・意欲が乏しい
5. 本人の特性と保護者の認識にズレがあるなど、保護者への対応が必要である
6. その他 []

- ・ 特に問題ない
- ・ 本人の希望が分からない
- ・ 不登校・学力面の問題から、卒業できるかどうかの問題
- ・ 自己評価が高く自信があるが、能力的な面が心配
- ・ 目標は明確だが、努力が足りない



(2)当該生徒は、どのように就職先を決定していくと思いますか。主に当てはまる番号に○をつけてください。

(1つだけ)

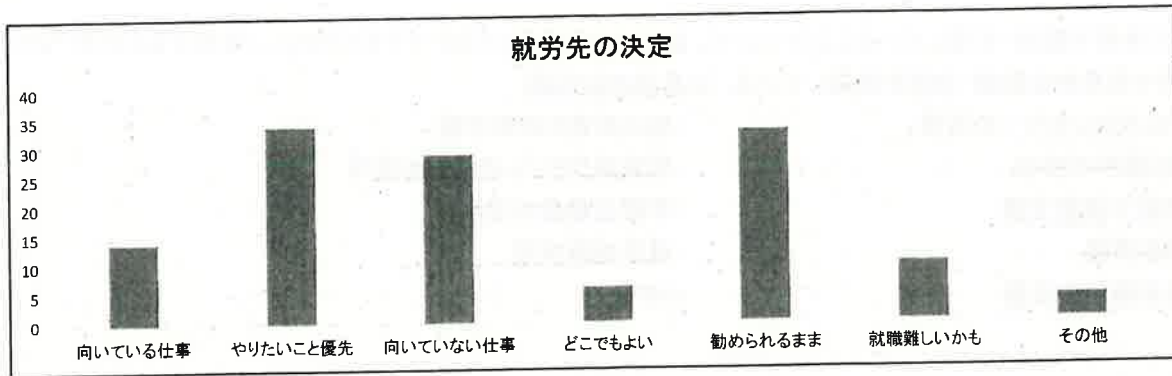
回答数 130

※未回答 5

14	10.8%
34	26.2%
29	22.3%
6	4.6%
33	25.4%
10	7.7%
4	3.1%

1. 自分の特性を認識しており、自分に向いている仕事選びができる
2. 自分の特性をある程度認識しているが、やりたいこと優先で向いていない仕事を選ぶかも
3. 自分の特性を認識しておらず、向いていない仕事を選んでしまうかもしれない
4. 自分の特性を認識していない／自信がないなどで、「どこでもよいから就職する」と考えるかも
5. 自己決定が難しく、保護者や周囲に勧められた仕事をそのまま選びそうである
6. 就労に対する意識・意欲が乏しく、卒業時に就職できないおそれがある
7. その他 []

- ・ 何を考えているか、想像もつかない
- ・ 特性認識が不十分で、就職できない可能性あり



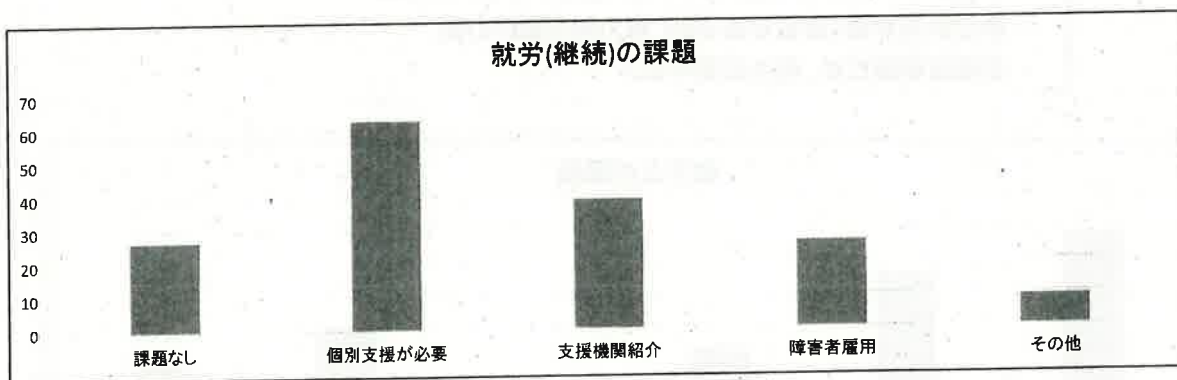
(3) 教職員は、当該生徒の就労(継続)について、どのようにお考えですか。当てはまる番号に○をつけてください。
(該当するものすべて)

回答数 130
※未回答 5

27	20.8%
63	48.5%
39	30.0%
26	20.0%
9	6.9%

1. 特に課題は感じていない(一般の生徒と同じようにできる)
2. 一般の生徒と同じような就職活動は難しく、個別的な支援が必要
3. 一般の生徒と同じような就職活動は難しく、支援機関への相談を勧めたい
4. 一般就労は難しく、障害者雇用の必要性も感じる
5. その他 []

- ・ 事業所の理解があれば大丈夫
- ・ 就職後、職場でコミュニケーションを取れるか
- ・ 進学の前に、進級が課題
- ・ 言葉がすぐに出ないため、面接が心配



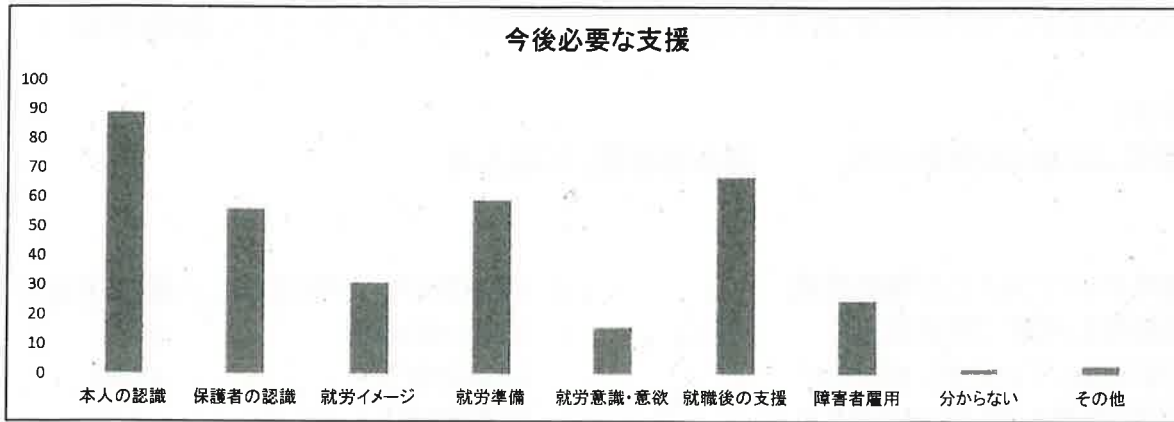
(4) 当該生徒が就労(継続)するために、どのようなことが必要だとお考えですか。必要度が高いと考えられるものに○をつけてください。(3つまで)

回答数 131
※未回答 4

89	67.9%
56	42.7%
31	23.7%
59	45.0%
16	12.2%
67	51.1%
25	19.1%
2	1.5%
3	2.3%

1. 本人自身の特性についての自覚・認識
2. 保護者の、本人の特性についての認識
3. 適切な就労イメージ
4. 就労するための準備(一般常識やマナー、生活習慣など)
5. 就労に対する意識・意欲
6. 就職後の周囲の理解や支援
7. 障害者雇用や福祉的就労の活用
8. 分からない
9. その他 []

- ・ コミュニケーションの訓練
- ・ 周囲との人間関係の構築



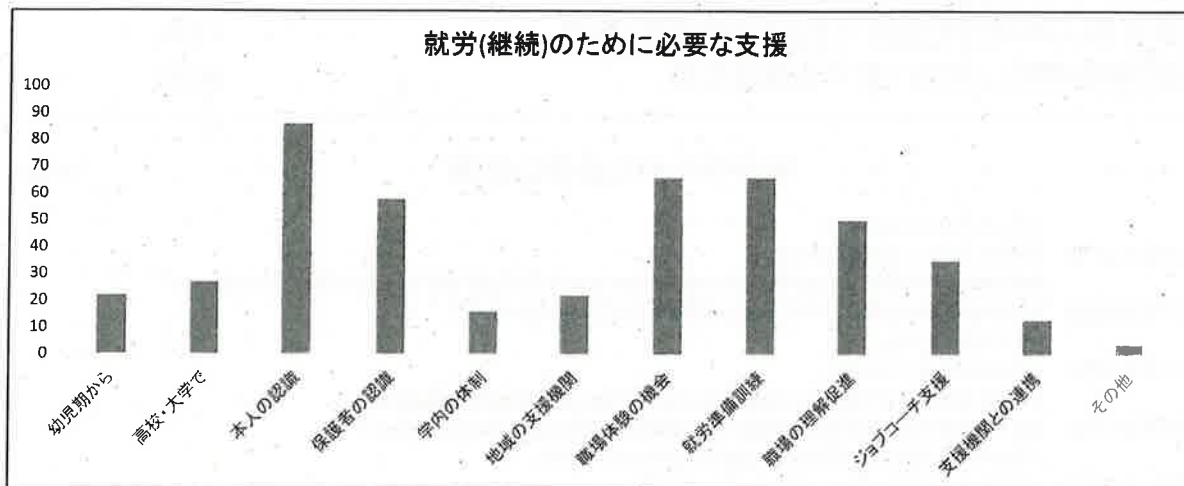
(5) 当該生徒が就労(継続)するために、どのような支援が必要(必要だった)とお考えですか。必要度が高いと考えられるものに○をつけてください。(5つまで)

回答数 131

※未回答 4

22	16.8%	1. 幼児期、義務教育時期からのキャリア教育
27	20.6%	2. 高校におけるキャリア教育・職場体験実習など
86	65.6%	3. 本人が自己の特性を認識できるような支援・方策
58	44.3%	4. 保護者が本人の特性を認識できるような支援・方策
16	12.2%	5. 高校内における相談体制の充実
22	16.8%	6. 地域の支援機関における相談体制の充実
66	50.4%	7. インターンシップやアルバイト等、実際の職場や仕事を体験できる機会
66	50.4%	8. 就労準備のための訓練ができる機会・機関
50	38.2%	9. 事業所(職場)側の、特性に対する理解促進
35	26.7%	10. 就労継続のための、ジョブコーチ支援<注4>
13	9.9%	11. 地域の支援機関との連携
4	3.1%	12. その他 []

- ・小中, 中高間の当該生徒に関する密な情報共有(中学校からの申し送り事項がアバウトすぎる)
- ・学習上での困りごとをどのように克服していくか、手立てを考える(教科全般)



発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート<高等学校>

【調査概要】

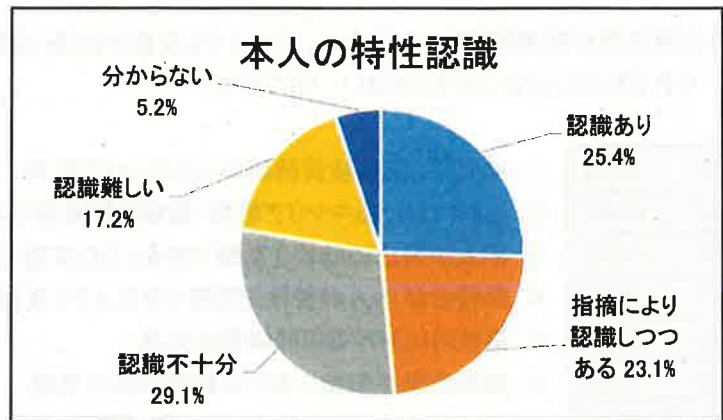
調査学校: 37校(回収率100%)

個人別回答 135人分

【全体】

- | | | | |
|------------------|-------|-----------------------|-------|
| 1 発達障がいについての理解促進 | | 2 発達障がいの特性(著しい困難)ある生徒 | |
| 全教職員を対象に理解促進 | 86.1% | いない(と思う) | 51.4% |
| 取り組みはしているが、まだまだ | 11.1% | いる(と思う) | 45.9% |
| 理解が進んでいないと感じる | | 分からない | 2.7% |

- | | |
|--------------|-------|
| 3 就労支援に必要な情報 | |
| 就労支援機関の情報 | 81.1% |
| 相談支援機関の情報 | 70.3% |

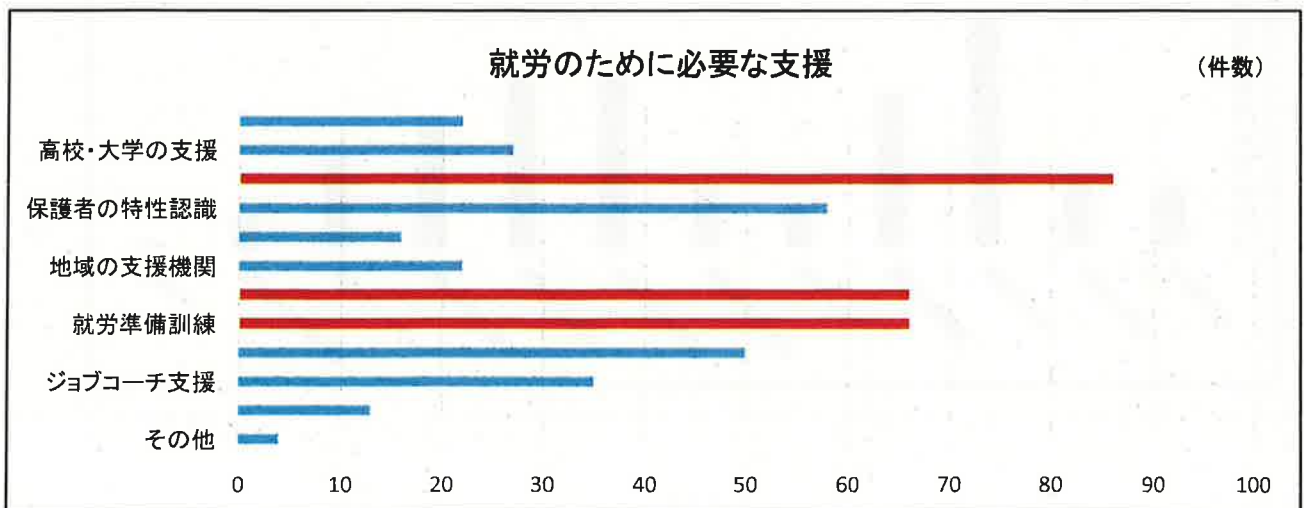


【個別】(発達障がいの特性がある方対象)

- | | |
|--------------------|-------|
| 4 生徒自身の、特性についての認識度 | |
| 認識あり | 25.4% |
| 指摘により認識しつつある | 23.1% |
| 認識不十分 | 29.1% |
| 認識難しい | 17.2% |

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 5 保護者の、特性についての認識度 | |
| 認識している | 69.4%(うち心情的に受け入れていない 23.9%) |
| (十分)認識していない | 28.3% |

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 6 就労するために、どのような支援が必要か | |
| 本人が自己の特性を認識できるような支援・方策 | 65.6% |
| インターンシップやアルバイト等実際の職場や仕事を体験できる機会 | 50.4% |
| 就労準備のための訓練ができる機会・機関 | 50.4% |
| 保護者が本人の特性を認識できるような支援・方策 | 44.3% |
| 事業所(職場)側の、特性に対する理解促進 | 38.2% |



発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査（高等教育機関）

<別紙1>

調査学校： 7 校
回収数： 7 校(100%)

問1 『発達障がい』<注1>関係についてお伺いします。

(1) 貴学では、『発達障がい』についての理解促進にどのように取り組まれていますか。主に当てはまる番号に○をつけて下さい。(1つだけ)

回答数 7

5	71.4%
0	0.0%
2	28.6%
0	0.0%

1. 全教職員を対象に、理解の促進を進めている
2. 主に学生相談室や健康管理室等、一部の職員に理解の促進を進めている
3. 取組みはしているが、学校全体として、まだまだ理解が進んでいないと感じる
4. 発達障がいについてよく分からない／どのように取り組むべきかが分からない

(2) 現在、発達障がいの特性があり学習面または行動面、対人関係において著しい困難<注2>を示す学生はいいますか。いるとお答えの場合どれくらいいますか。

回答数 7

2	28.6%
5	71.4%
0	0.0%

1. いない(と思う)
2. いる(と思う) (全学生の ___ %程度) (名程度)
3. 分からない

1%未満	1
2~3%	1
5~6%	1
未回答	3

(3) 合理的配慮<注3>について、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

回答数 7

3	42.9%
6	85.7%
1	14.3%
3	42.9%
0	0.0%

1. 診断もしくは障害者手帳を所持していることにより、合理的配慮の申し出があった学生がいる
2. 診断もしくは障害者手帳の所持等はないが、合理的配慮についての相談があった学生がいる
3. 現在までに合理的配慮の申し出があった学生はいない
4. 学校として既に対応(もしくは準備)をしている
5. 合理的配慮の申し出があっても、今すぐ対応できる状況ではない

(4) 発達障がいの特性がある学生の就労を支援するために、具体的に知っている、または知っておきたい情報はありますか。(該当するものすべて)

回答数 7

7	100.0%
6	85.7%
7	100.0%
7	100.0%
5	71.4%
0	0.0%

1. 相談支援機関の情報について
2. 就労支援機関の情報について
3. 障害者手帳制度について
4. 障害者雇用制度について
5. 就労支援に関する成功事例やうまくいかなかった事例について
6. その他 []

(2)その他、どのようなことでも構いません。ご意見をお聞かせください。

2

10月に全教職員向けの研修会を開きます。その場で、実態把握のためのアンケートととろうと考えています。発達障がいを疑う学生は、本学では修士課程の中に多いと感じており、自身の認識が十分でない場合がほとんどで貴センターで「自己認識のための講座」があるときいて、ありがたく思っております。

4

1.障がいのある学生さんへのハード面(スロープ、各館の多目的トイレ、専用駐車場、エレベーター、エスカレーター、車イス、点字ブロック等)、ソフト面(入学試験要項に事前相談の実施の記載、担任、チューター、学生支援グループ担当、カウンセラーによる相談等のきめ細かな対応、障害者差別解消法施行に伴う全教員への研修、専門科目をとおした学生支援者の育成等)等、現状においても様々な具体的な取組を実施している。

2.発達障がいの特性がある学生への対応については、一人ひとりが異なる特性を持っているため、どのように対応すれば、その方にとって最も適切な支援となるのか、大変難しいのが現実がある。特に、中途半端な知識等で対応することで、逆に困難な状況を生み出すことにもつながりかねない。全教職員が発達障がいに対する専門的な知識・スキルをしっかりと身につけて支援を行う必要があると感じる。また、特別支援学校での児童生徒一人に対して教員一人が配置される等充実したサポート体制は、私立大学においては大変厳しいものがある。特に、発達障がいの特性があると考えられる方への支援には、自分の業務を他の方にしてもらうぐらいの対応が求められるため、現実には厳しいものがあると感じる。

特定の専門的部署や専門員だけの対応でなく、全員の教職員が専門的な知識・スキルを身につけることができる研修が必要である。専門的な機関を招いての研修を行う際にも、制度や法律の解釈の説明ではなく、具体的な事例を踏まえた対応にむけた研修が必要であると感じる。ご指導していただきたい。

3.入学時に、保護者・本人からの申し出もあり、病院への対応も継続して実施しているケースの場合には、保護者の理解もあり、より連携した指導が可能だが、保護者の理解が得られない場合には、進路指導や特に国家試験資格が求められる学外実習等では厳しい面があると考えられる。

4.就職指導においては、99%以上の高い就職率を誇り、入学時から全員の進路実現に向けて大学全体で一人ひとりにきめ細かな指導・相談・支援を行っている。ただ、発達障がいの特性が考えられる方については、保護者の理解が得られ、障害者手帳の発行ができれば、就職先の決定も可能となるケースがあり、より具体的な進路指導が可能となると考えられる。

5.就職は、人生の生活設計を組み立てていくうえで、また、仕事をとおしての社会貢献も含め最も重要な事である。発達障がいの特性から考えた際に、その方の努力だけではどうしようもない面がある。採用を決定するのは、企業等採用側の判断であることから、企業側・官庁側の発達障がいの特性のある方の理解が最も重要と考える。

障害者差別解消法、発達障害者支援法の施行等制度的な面での発信はされ、社会においてもだんだんと理解が進んでいると感じている。国からの障がい者雇用にもむけた指導もあり、就職面においても大きく改善され、すべての人が生きていくうえで、それぞれの特性に応じた仕事に就くことができる状況ができつつあると感じる。ただ、厳しい社会情勢の中で、すべての人が自分の希望する仕事に就くためには、特に、人的・資金的援助を国等が整備することがますます求められていると感じている。

6

本校においても発達障がい(特性)のある学生が増えており、そのような学生を就労前(後)と継続的に支援できるような情報の必要性を強く感じています

7

今年度より具体的に対応を始めたばかりであり、色々な事について情報収集を行っている。(前年度はハナミズキ遠藤先生に講演していただき発達障害とは何か、から学び始めた。)

スクールカウンセラーを配置し学生の相談事にも対応しているが、職員、学生とも温度差が大きいと感じている。今後多面にわたりご支援いただけるようお願い申し上げます。

発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査（高等教育機関）

<別紙2>

【別紙2】

回答数 62 人 / 6 校

<ここから先は、発達障がいの特性のある学生の中で、将来、就労(継続)に不安を感じる方を対象としてお答えください>

問2 当該学生の現在の状況についてお伺いします。

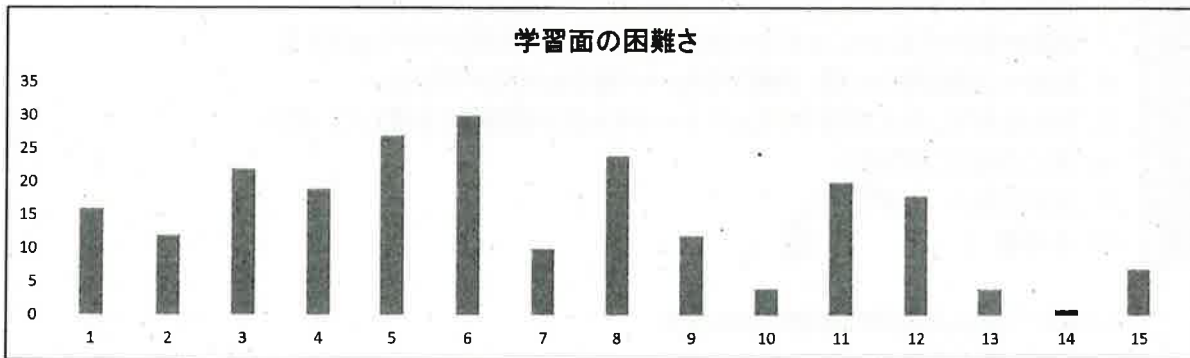
(1) 学習面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

回答数 58

(該当するものすべて)

※気になる面なし 4人

16	27.6%	1. 授業が理解できない(単位がとれない)	・わからないことがあると前に進めない ・算数が極端に出来ない, 音に敏感 ・反応が大げさ ・文章を書くことが苦手 ・自分の意見や考えを口にしない, 表現が苦手 ・次々とひらめくが、どれも仕上がらない ・誤字脱字が必ずある(見直しで気付けない)
12	20.7%	2. 板書をノートに写すことができない/メモをとれない	
22	37.9%	3. 口頭指示や一斉指示は理解しづらい	
19	32.8%	4. 集中しにくく、気が散りやすい	
27	46.6%	5. 細かい部分の見落としや聞き逃しが多い	
30	51.7%	6. 複数のことを同時にこなせない/優先順位をつけられない	
10	17.2%	7. 忘れ物が多い	
24	41.4%	8. 提出物の期限に間に合わない	
12	20.7%	9. 実習や実技に取り組みえない/取り組みづらい	
4	6.9%	10. ゼミの課題ができない	
20	34.5%	11. グループ活動ができない	
18	31.0%	12. 学生自身は、学習面の困難さを自覚して	
4	6.9%	13. 気になるところはない	
1	1.7%	14. 分からない	
7	12.1%	15. その他 []	



(2) 行動面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

回答数 54

(該当するものすべて)

※気になる面なし 7人

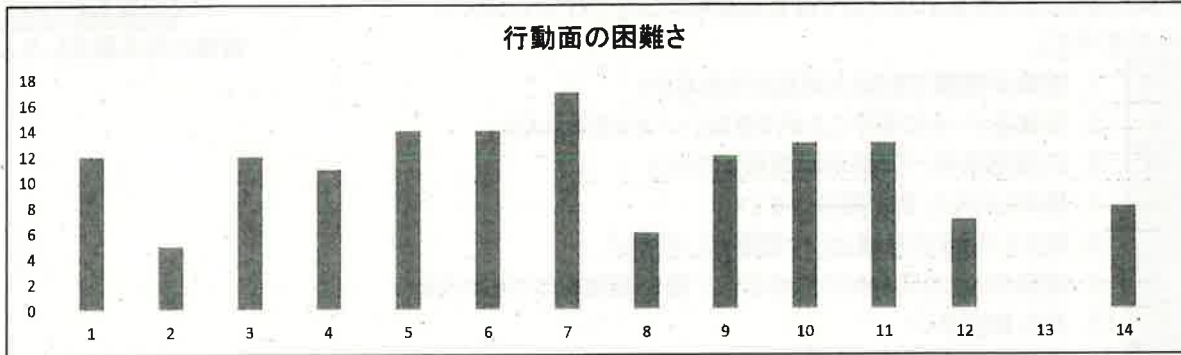
※未回答 1

12	22.2%	1. 遅刻がある、時間が守れない
5	9.3%	2. 服装など身だしなみに問題がある
12	22.2%	3. 片付けや整理整頓が苦手
11	20.4%	4. 思いつきですぐに行動する
14	25.9%	5. 規則や習慣等にこだわり、融通がきかない
14	25.9%	6. 年齢相応の常識やマナーが身につけていない
17	31.5%	7. 感情をコントロールすることが苦手で、表情や態度に出してしまう
0	11.1%	8. 聴覚など、感覚の過敏さがあり、生活に支障が出ている
12	22.2%	9. 不眠やうつ症状など、何らかの精神的な症状が見られる
13	24.1%	10. 不登校、不登校気味
13	24.1%	11. 学生自身は、行動面の困難さを自覚していない

7	13.0%
0	0.0%
8	14.8%

12. 気になるところはない
 13. 分からない
 14. その他 [

- ・若干のこだわりの強さがある。また、周囲に合わせて行動する(周りを見て学習する)ことが苦手である
- ・行動がたどたどしい
- ・ADHD:薬で落ち着かせている
- ・欠席が多い科目がある(単位がとれない)
- ・無表情で考えていることが外から分かりにくい
- ・月に2~3日欠席。漢方薬で改善を図っているとのこと
- ・突然思いやりに欠ける発言をする。空気が読めなくなる
- ・説明した内容が理解できない



(3) 対人関係、コミュニケーション面で気になるところがあれば、当てはまる番号に○をつけてください。

(該当するものすべて)

回答数 57

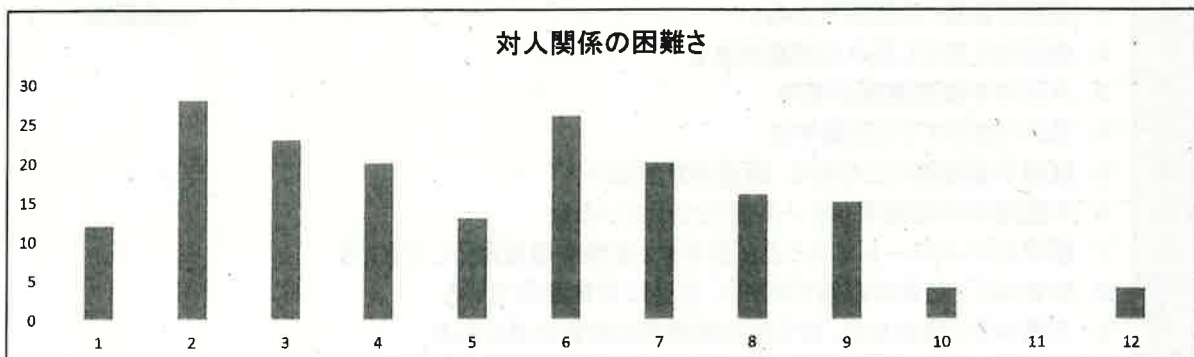
※気になる面なし 4人

※未回答 1

12	21.1%
28	49.1%
23	40.4%
20	35.1%
13	22.8%
26	45.6%
20	35.1%
16	28.1%
15	26.3%
4	7.0%
0	0.0%
4	7.0%

1. 挨拶や返事がほとんどできない
 2. 相手の気持ちや状況を理解するのが苦手
 3. 抽象的な表現は理解しにくい
 4. 分からなくても「はい」と返事をするのがよくある
 5. 人の言葉を真に受けて不安になる(字義通りに受け取ってしまう)
 6. 雑談に入れれないなど、コミュニケーションがとりにくい/孤立しがち
 7. 空気が読めず思ったことをそのまま話してしまい、周囲とギクシャクする
 8. 指摘や注意を受けた際、謝罪できない/適切な対応ができない
 9. 学生自身は、対人関係やコミュニケーション面の困難さを自覚していない
 10. 気になるところはない
 11. 分からない
 12. その他 [

- ・インターネットの動画に過剰に反応する
- ・人と話すのが苦手
- ・笑っているところを見たことがない
- ・友人に指摘をする時の言葉がキツすぎる。コミュニケーションはとれているが、好んで(?)孤立していることが多い

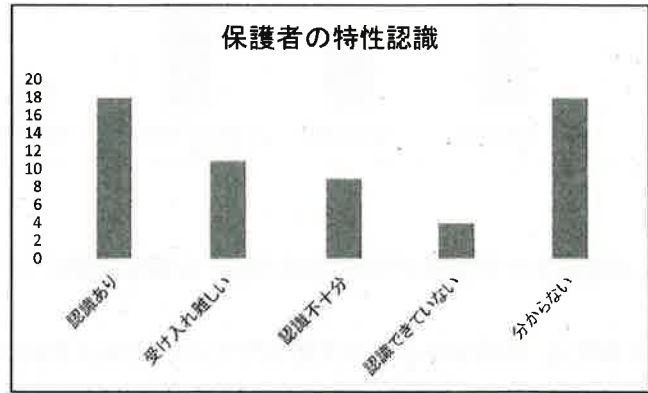
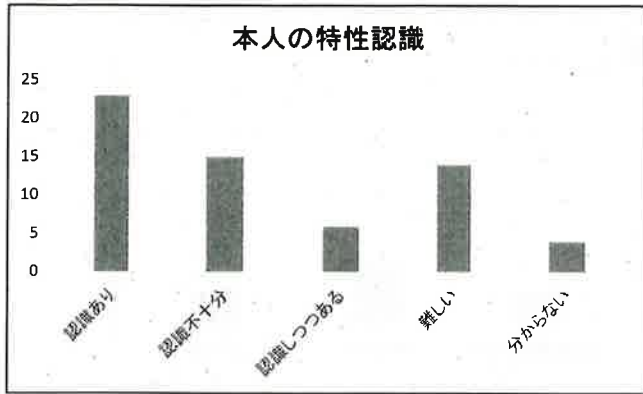


(4) 当該学生は、日常生活での困り感や自己の特性について、認識しているように感じられますか。当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 62

23	37.1%
15	24.2%
6	9.7%
14	22.6%
4	6.5%

1. 学生自身に困り感があり、特性についてもある程度認識している
2. 学生自身に困り感はあるが、特性についての認識は十分ではない
3. 学生自身に困り感はないが、教員等からの注意・指摘により認識しつつある
4. 学生自身に困り感がなく、教員等が注意・指摘しても認識は難しい
5. 分からない



(5) 保護者は、当該学生の特性について、認識しているように感じられますか。当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 60

※未回答 2

18	30.0%
11	18.3%
9	15.0%
4	6.7%
18	30.0%

1. 認識しており、教員や支援機関等と連携・協力できている
2. 認識していると思うが、心情的に受け入れられていない(ように見える)
3. 十分な認識はできていない(ように見える)
4. 認識しているようには思えない
5. 分からない

(6) 貴学で配慮・支援していることについて、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

回答数 61

※未回答 1

34	55.7%
14	23.0%
18	29.5%
5	8.2%
6	9.8%
11	18.0%
6	9.8%

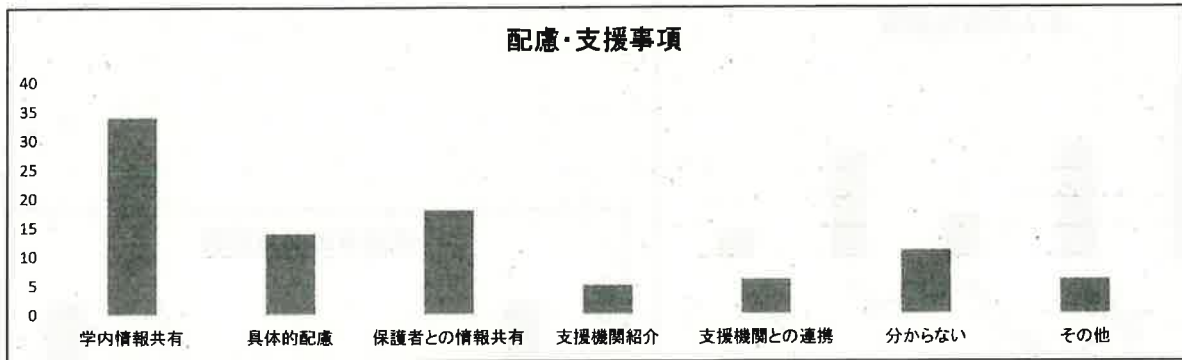
1. 学内で情報共有している
2. 学内で具体的な配慮・支援を実施している ※具体的な内容()
3. 保護者と情報共有している
4. 支援機関への相談を勧めている
5. 支援機関と連携し、配慮・支援を実施している
6. 配慮や支援の仕方が分からない/できていない
7. その他 []

【補足】(6) 貴学で配慮・支援していることについて、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

2. 学内で具体的な配慮・支援を実施している ※具体的な内容()
 - ・対人関係のスキル向上をめざしたカウンセリングをしている
 - ・学生が困った時に面談をしている
 - ・スケジュールをいっしょに立てる等の物事の整理の支援
 - ・グループワークなど集団で行う事柄において、教員のサポートを要する
 - ・課題の締め切りなど重要事項は受講者全員へプリント配布
 - ・声かけ、定期的に提出物の状況を確認
 - ・グループメンバーの優先配慮、別室受験、合理的配慮等

7. その他 []

- ・ 医療機関との連携
- ・ 大きな問題となっていない
- ・ 個別学習指導を行っている
- ・ 行動や言動がおかしい場合に注意するが、あまり自覚がない
- ・ 学生間のコミュニケーションから情報・報告を受けている(他学生から「今日〇〇さんが元気なさそうでした。」などの情報がこまめにくる)
- ・ クラスの学生達が配慮している
- ・ 問題をおこす部分までいっていないので、対応はしていない



問3 当該学生の卒業後の就労(継続)状況・必要な支援についてお伺いします。

(1)教職員は、当該学生の就労支援を行う上で、どのようなことに困難を感じていますか。当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

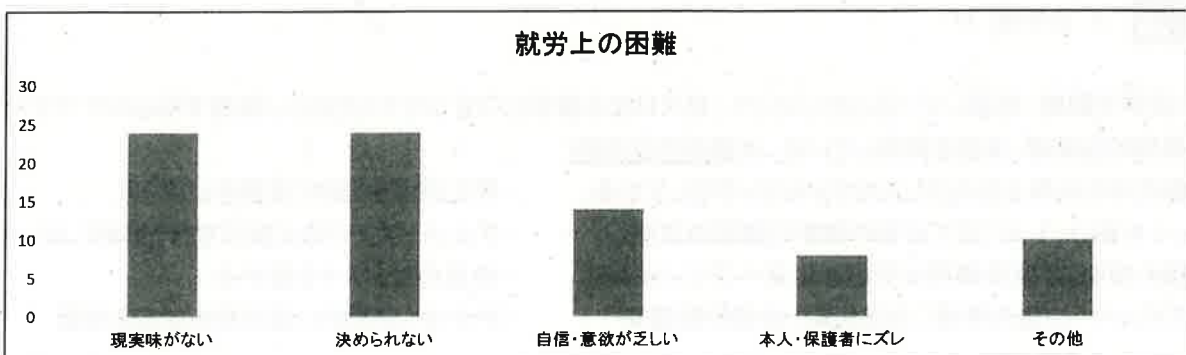
回答数 58

※未回答 4

24	41.4%
24	41.4%
14	24.1%
8	13.8%
10	17.2%

1. 現実味のない進路希望を抱く／抱きそうである
2. どのような進路を選んでよいか分からない、進路を決めきれない
3. 働く自信がない、働きたくないなど、就労に対する意識・意欲が乏しい
4. 本人の特性と保護者の認識にズレがあるなど、保護者への対応が必要である
5. その他 []

- ・ 長期的な見通しを立ててとりくめない本人の特性
- ・ 希望する職種(対人援助)と向き/不向きの問題
- ・ コミュニケーション力不足のため人間関係を継続的に持続するための支援が必要である
- ・ 公務員を希望しているため、勉学のフォロー等
- ・ 本人に希望はあるものの、企業側が採用してくれるか心配
- ・ 就労意欲はあるが、明るくハツラツとした態度がとれない
- ・ もう内定をもらっている(クラスでいちばん早かった)
- ・ 創作活動に専念するため就職はしない
- ・ 内定が決まっているが、就労に対する意欲が見られない



(2) 当該学生は、どのように就職先を決定していくと思いますか。主に当てはまる番号に○をつけてください。

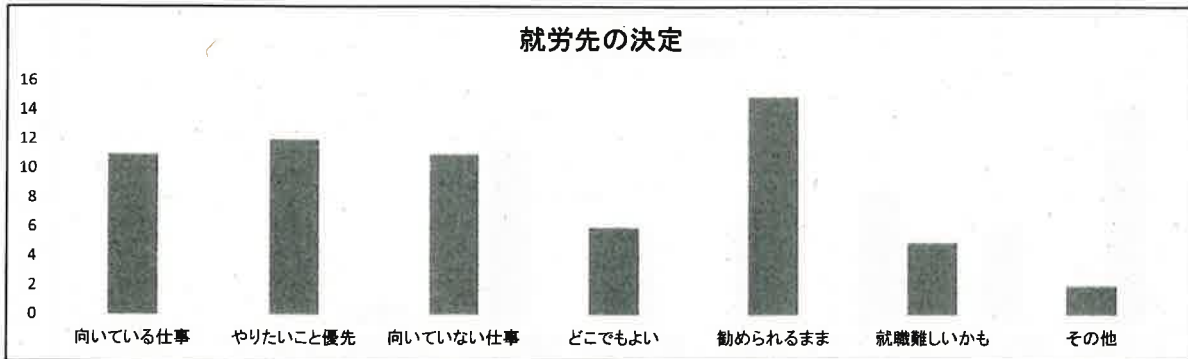
(1つだけ)

回答数 59

11	18.6%
12	20.3%
11	18.6%
6	10.2%
15	25.4%
5	8.5%
2	3.4%

- ※未回答 3
1. 自分の特性を認識しており、自分に向いている仕事選びができる
 2. 自分の特性をある程度認識しているが、やりたいこと優先で向いていない仕事を選ぶかも
 3. 自分の特性を認識しておらず、向いていない仕事を選んでしまうかもしれない
 4. 自分の特性を認識していない／自信がないなどで、「どこでもよいから就職する」と考えるかも
 5. 自己決定が難しく、保護者や周囲に勧められた仕事をそのまま選びそうである
 6. 就労に対する意識・意欲が乏しく、卒業時に就職できないおそれがある
 7. その他 []

- ・ 縁故により内定済み
- ・ 内定をもらっているが、あまり意欲を感じない



(3) 教職員は、当該学生の就労(継続)について、どのようにお考えですか。当てはまる番号に○をつけてください。

(該当するものすべて)

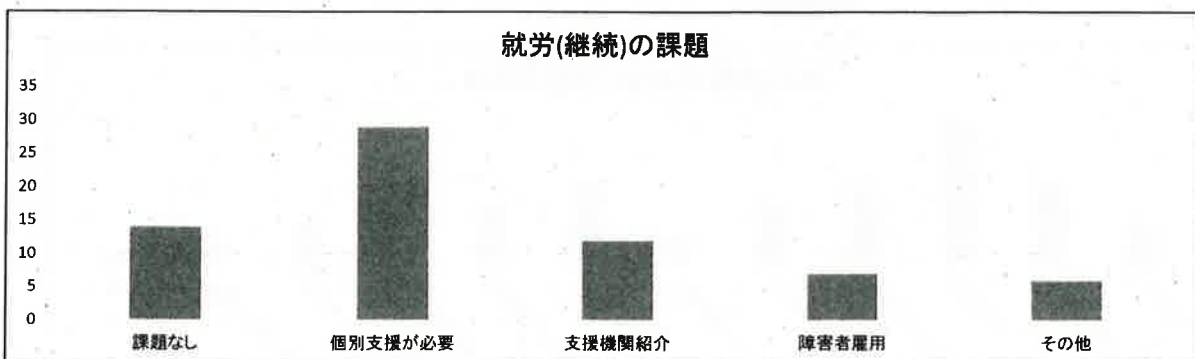
回答数 60

※未回答 2

14	23.3%
29	48.3%
12	20.0%
7	11.7%
6	10.0%

1. 特に課題は感じていない(一般の学生と同じようにできる)
2. 一般の学生と同じような就職活動は難しく、個別的な支援が必要
3. 一般の学生と同じような就職活動は難しく、支援機関への相談を勧めたい
4. 一般就労は難しく、障害者雇用の必要性も感じる
5. その他 []

- ・ 職業をうまく選べば可能と思う
- ・ まだわからない 本人は公務員を志望している
- ・ 就労はできるが継続に困難性が出る可能性がある
- ・ 支援が必要かまではわからないが、コミュニケーションがうまくいかない事で失敗をおこさないか不安に感じる
- ・ 言われていることを理解できず、問題をおこしてしまわないか不安に感じる



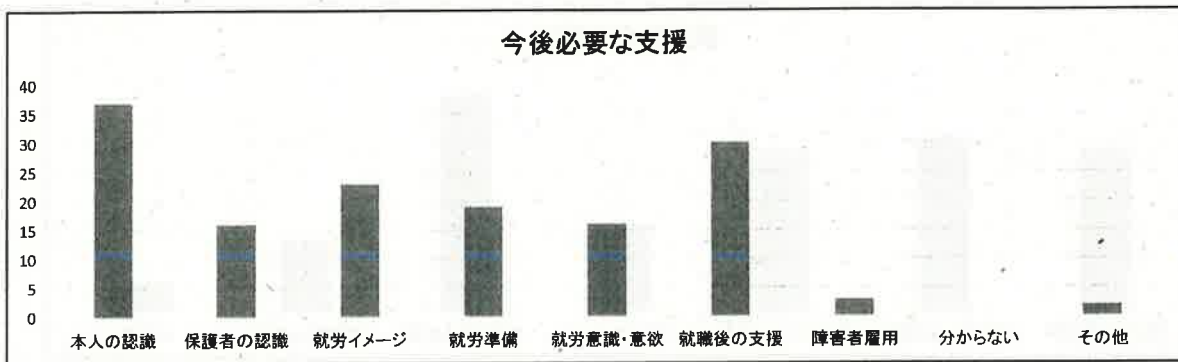
(4) 当該学生が就労(継続)するために、どのようなことが必要だとお考えですか。必要度が高いと考えられるものに○をつけてください。(3つまで)

回答数 61

※未回答 1

37	60.7%
16	26.2%
23	37.7%
19	31.1%
16	26.2%
30	49.2%
3	4.9%
0	0.0%
2	3.3%

1. 本人自身の特性についての自覚・認識
2. 保護者の、本人の特性についての認識
3. 適切な就労イメージ
4. 就労するための準備(一般常識やマナー、生活習慣など)
5. 就労に対する意識・意欲
6. 就職後の周囲の理解や支援
7. 障害者雇用や福祉的就労の活用
8. 分からない
9. その他 [
 - ・本人に合った職業選択
 - ・他者への関心、他者を理解しようとする姿勢
 - ・終日+連日の職場体験



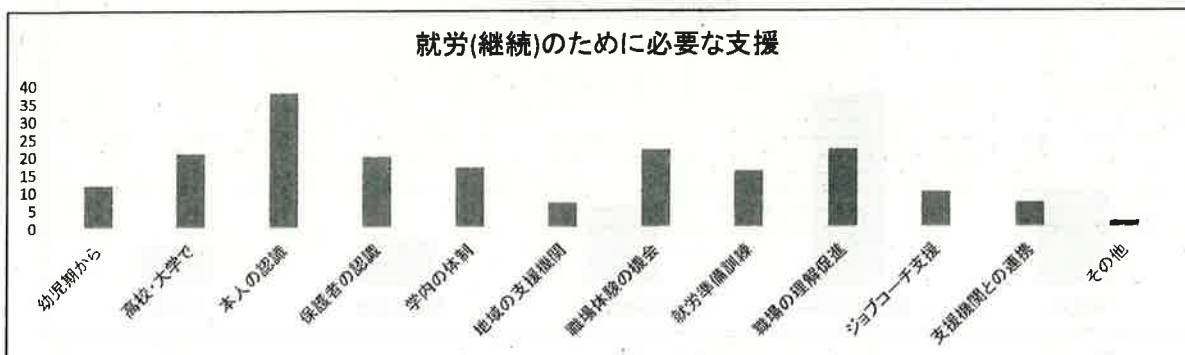
(5) 当該学生が就労(継続)するために、どのような支援が必要(必要だった)とお考えですか。必要度が高いと考えられるものに○をつけてください。(5つまで)

回答数 61

※未回答 1

12	19.7%
21	34.4%
38	62.3%
20	32.8%
17	27.9%
7	11.5%
22	36.1%
16	26.2%
22	36.1%
10	16.4%
7	11.5%
2	3.3%

1. 幼児期、義務教育時期からのキャリア教育
2. 高校・大学におけるキャリア教育・職場体験実習など
3. 本人が自己の特性を認識できるような支援・方策
4. 保護者が本人の特性を認識できるような支援・方策
5. 学内における相談体制の充実
6. 地域の支援機関における相談体制の充実
7. インターンシップやアルバイト等、実際の職場や仕事を体験できる機会
8. 就労準備のための訓練ができる機会・機関
9. 事業所(職場)側の、特性に対する理解促進
10. 就労継続のための、ジョブコーチ支援
11. 地域の支援機関との連携
12. その他 [
 - ・本人の特性認識を大学入学後に行うことになったためもっと、早い時期が望ましかった
 - ・自ら質問/相談に行かざるを得ない体験・状況設定



発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート<高等教育機関>

【調査概要】

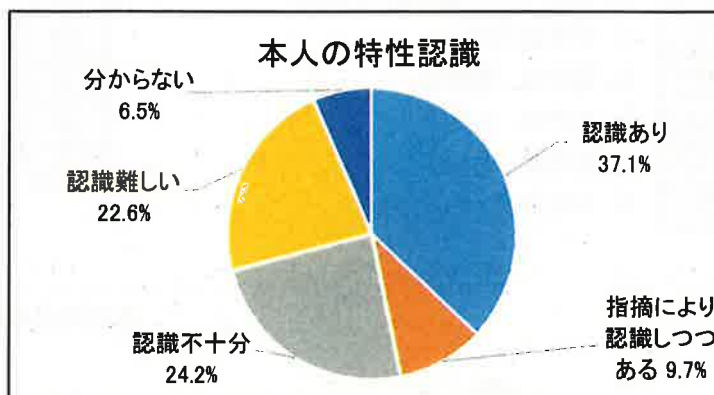
調査学校: 7校(回収率100%)

個人別回答 62人分

【全体】

- | | | | |
|----------------------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 1 発達障がいについての理解促進
全教職員を対象に理解促進 | 71.4% | 2 発達障がいの特性(著しい困難)ある学生
いる(と思う) | 71.4% |
| 取り組みはしているが、まだまだ
理解が進んでいないと感じる | 28.6% | いない(と思う) | 28.6% |

- 3 就労支援に必要な情報
- | | |
|------------|--------|
| 相談支援機関の情報 | 100.0% |
| 障害者手帳制度の情報 | 100.0% |
| 障害者雇用制度の情報 | 100.0% |



【個別】(発達障がいの特性がある方対象)

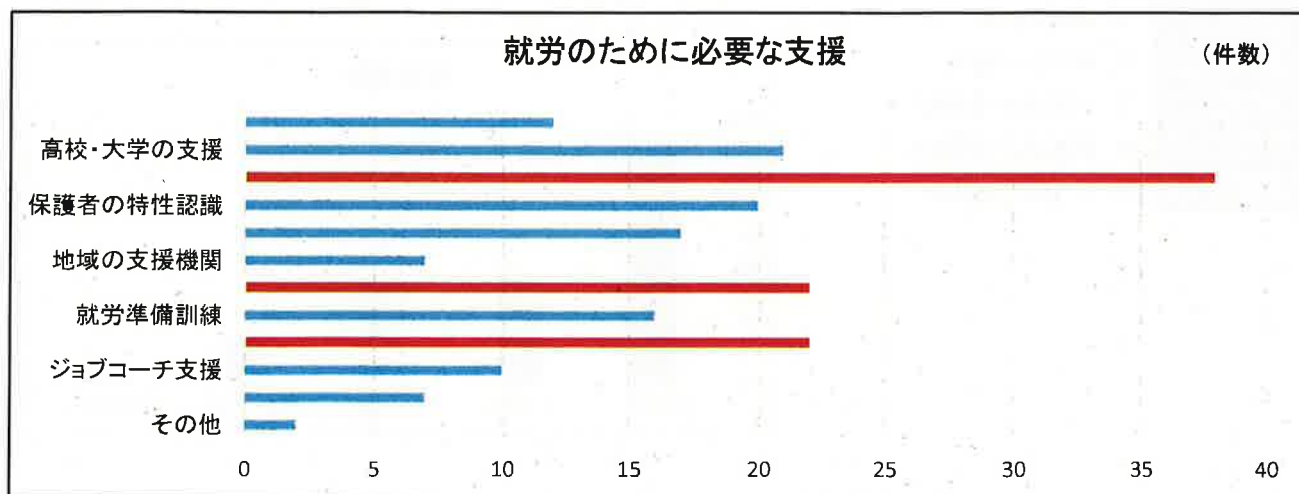
- 4 学生自身の、特性についての認識度
- | | |
|--------------|-------|
| 認識あり | 37.1% |
| 指摘により認識しつつある | 9.7% |
| 認識あるが不十分 | 24.2% |
| 指摘しても認識難しい | 22.6% |

5 保護者の、特性についての認識度

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 認識している | 48.3%(うち心情的に受け入れていない 18.3%) |
| 分からない | 30.0% |
| (十分)認識していない | 21.7% |

6 就労するために、どのような支援が必要か

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 本人が自己の特性を認識できるような支援・方策 | 62.3% |
| インターンシップやアルバイト等実際の職場や仕事を体験できる機会 | 36.1% |
| 事業所(職場)側の、特性に対する理解促進 | 36.1% |
| 高校・大学におけるキャリア教育・職場体験実習など | 34.4% |
| 保護者が本人の特性を認識できるような支援・方策 | 32.8% |



発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査（事業所）

<別紙1>

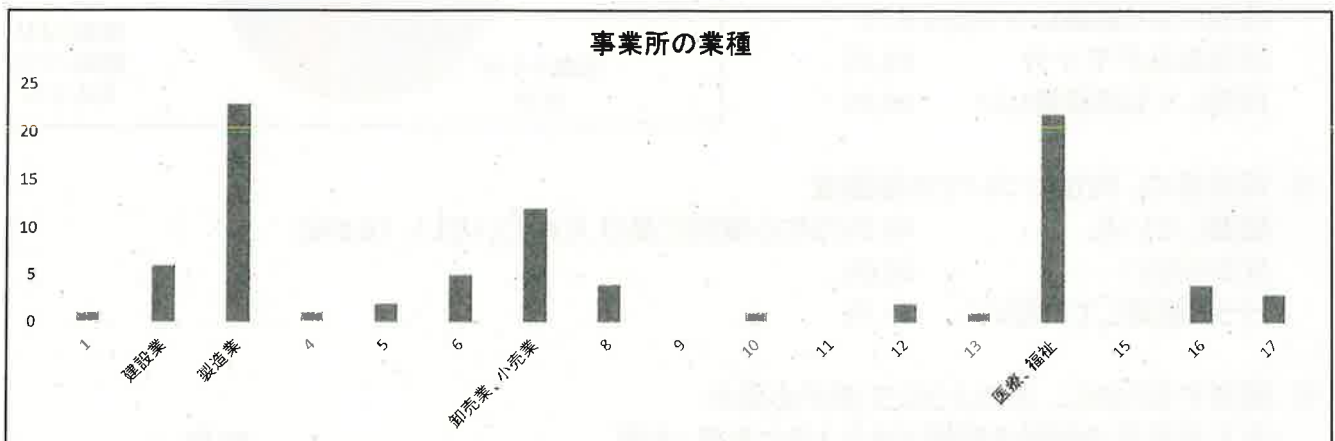
調査企業： 138 社
回収数： 87 社(約63%)

問1 貴事業所についてお伺いします。

(1) 事業所の主たる業種について、当てはまる番号に○をつけて下さい。(1つだけ)

回答数 87

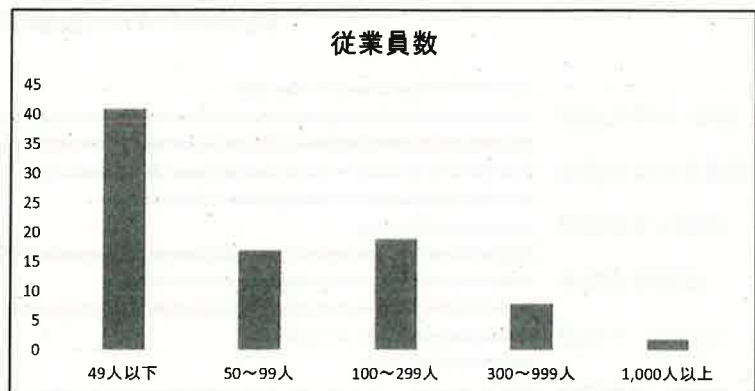
1	1. 農業、林業、漁業	1	10. 学術研究、専門・技術サービス業
6	2. 鉱業、建設業	0	11. 宿泊業、飲食サービス業
23	3. 製造業	2	12. 生活関連サービス業、娯楽業
1	4. 電気・ガス・熱供給・水道業	1	13. 教育、学習支援業
2	5. 情報通信業	22	14. 医療、福祉
5	6. 運輸業、郵便業	0	15. 複合サービス事業
12	7. 卸売業、小売業	4	16. その他サービス業
4	8. 金融業、保険業	3	17. 公務(他に分類されないものを除く)
0	9. 不動産業、物品賃貸業		



(2) 貴事業所の従業員数について、当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 87

41	47.1%	1. 49人以下
17	19.5%	2. 50人～99人
19	21.8%	3. 100人～299人
8	9.2%	4. 300人～999人
2	2.3%	5. 1,000人以上



(3) 障害者雇用について、当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 87

47 54.0%

1. 障害者雇用を実施している(特例子会社の設置を含む)

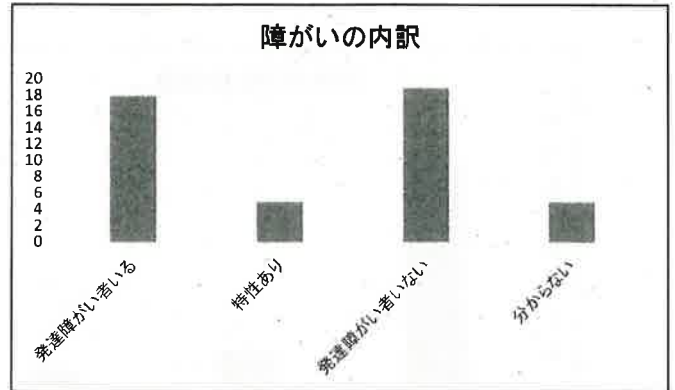
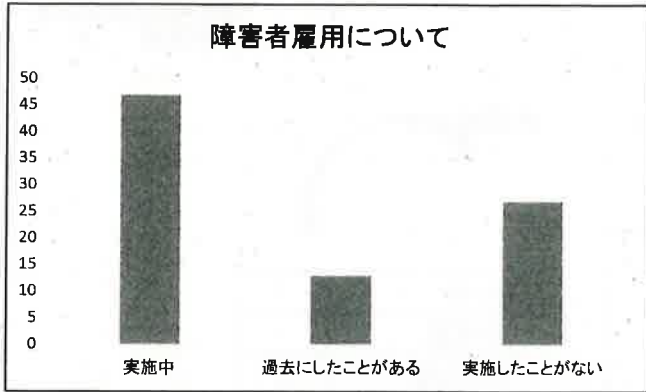
※障害者雇用率制度の対象/非対象に関わらず、障害者手帳を所持(開示)した者を雇用している。

13 14.9%

2. 現在は無いが、過去に障害者雇用を実施したことがある

27 31.0%

3. 障害者雇用を実施していない(過去にもしたことがない)



(4) (3)で「いる」とお答えした方について、主たる障がいの内訳について教えてください。

回答数 47

(1つだけ)

18 38.3%
5 10.6%
19 40.4%
5 10.8%

1. 主たる障がいが、発達障がいの方がいる(名程度)

2. 主たる障がいが、発達障がいではないが、特性が見られる方はいる

3. 主たる障がいが、発達障がいの方はいない

4. 分からない

※問1(3)の1に対する回答(47)

1名	11
2名	5
3名	1
未回答	1

問2 『発達障がい』<注1>関係についてお伺いします。

(1) 貴事業所では、『発達障がい』についての理解促進にどのように取り組まれていますか。主に当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 87

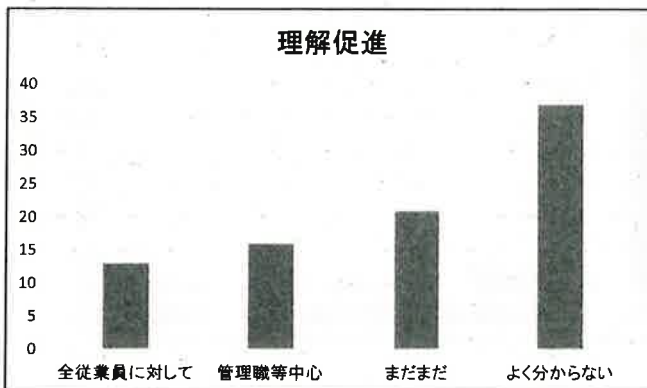
13 14.9%
16 18.4%
21 24.1%
37 42.5%

1. 全従業員を対象に、理解の促進を進めている

2. 主に管理職や人事担当者、産業医等を中心に理解の促進を進めている

3. 取組みはしているが、事業所全体として、まだまだ理解が進んでいないと感じる

4. 発達障がいについてよく分からない/どのように取り組むべきかが分からない



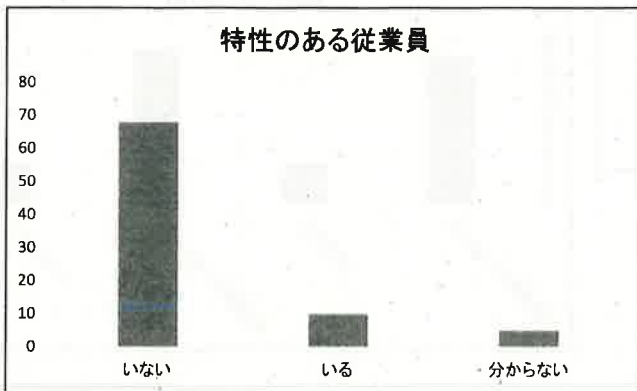
<以下、発達障がいもしくはその疑いのある従業員の中で、障害者雇用での就業形態ではない方(障害者手帳の交付を受けていない / 障害者手帳を所持しているも事業所には開示をしていない方)を対象としてお答えください>

(2) 現在、発達障がいの特性があり仕事面または行動面、対人関係において著しい困難<注2>を示す従業員はいますか。いるとお答えの場合どれくらいいますか。

回答数 83
※未回答 4

68	81.9%
10	12.0%
5	6.0%

1. いない(と思う)
2. いる(と思う) (全従業員の %程度) (名程度)
3. 分からない



1~2%	7
5%程度	1
10%程度	1
未回答	1
合計	10

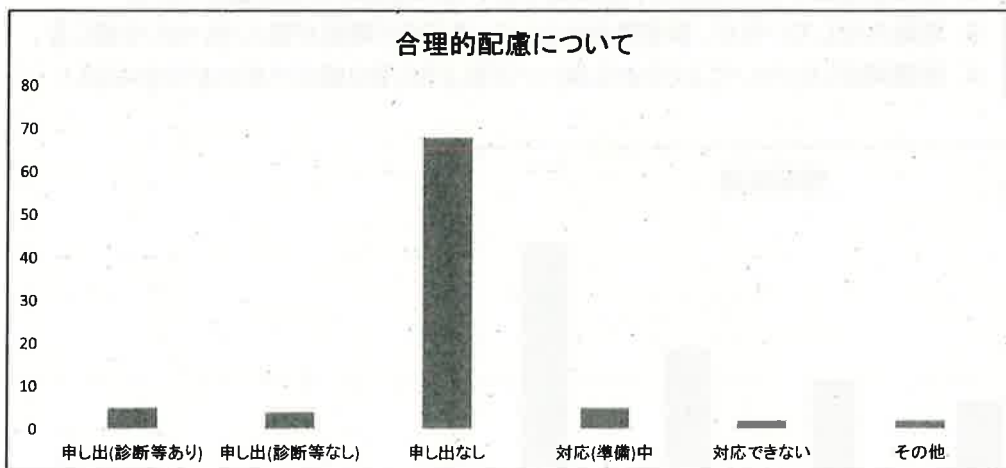
(3) 合理的配慮<注3>について、当てはまる番号に○をつけてください。(該当するものすべて)

回答数 82
※未回答 5

5	6.1%
4	4.9%
68	82.9%
5	6.1%
2	2.4%
2	2.4%

1. 診断もしくは障害者手帳を所持していることにより、合理的配慮の申し出があった従業員がいる
2. 診断もしくは障害者手帳の所持はないが、合理的配慮についての相談があった従業員がいる
3. 現在までに合理的配慮の申し出があった従業員はいない
4. 事業所として既に対応(もしくは準備)をしている
5. 合理的配慮の申し出があっても、対応できる状況ではない
6. その他 []

- ・ご本人と家族が状況を承認していない。
- ・以前、徳島障害者職業センターの依頼で、男性をパートして3ヶ月受け入れたことがある。その時は、いろいろ配慮した経験がある。



問3 現状及び今後の課題についてお伺いします。

(1) 発達障がいのある方が就労、または就労継続をしていく上で、国や県に対し、どのような支援を求めますか。重要度が高いと考えられるものに○をつけてください。
(3つまで)

回答数 84
※未回答 3

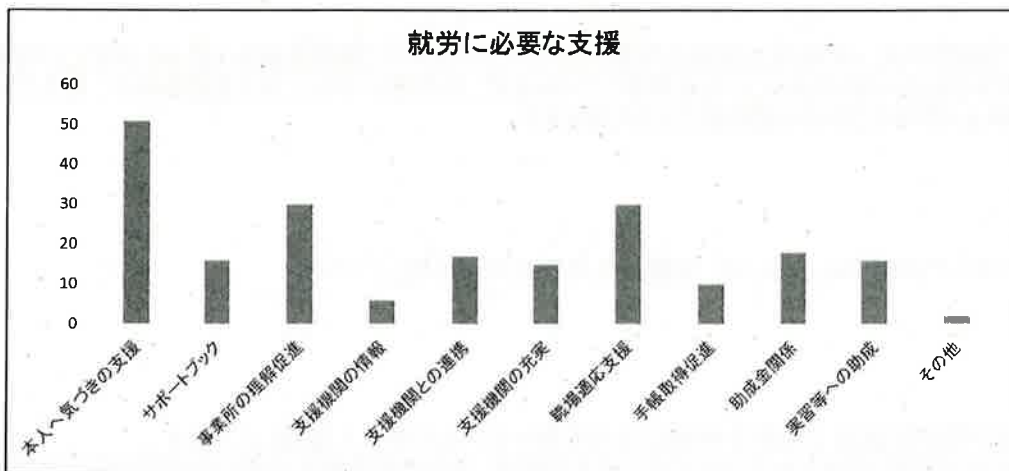
51	60.7%
16	19.0%
30	35.7%
6	7.1%
17	20.2%
15	17.9%
30	35.7%
10	11.9%
18	21.4%
16	19.0%
2	2.4%

1. 本人が自己の特性を認識できるような支援・方策(気づきの支援)
2. 本人の特性や対応方法をまとめた「サポートブック」等の作成
3. 事業所内(上司や同僚等)の、発達障がいについての理解促進支援
4. 地域の支援機関の情報提供
5. 地域の支援機関との連携
6. 地域の支援機関における相談体制の充実
7. 障害者手帳の有無にかかわらず利用できる、職場適応のための支援(ジョブコーチ支援等)の充実
8. 障害者雇用制度の対象者とするため、障害者手帳の取得促進
9. 「発達障害者雇用開発助成金」の拡大や、それに準ずる助成
10. 実習の受入れや有給の就労準備期間(試行期間)への助成
11. その他 []

- ・受け入れた事がないので分からない
- ・業種により対応できない企業もある

<その他の意見>

・よく分かりません。本人のできることをしてもらえないと思うのですが、そうするとある程度内容が限られてくるので結構難しいです。周りに理解してもらわないと、職場内の雰囲気が悪くなります。



(2) その他、どのようなことでも構いません。ご意見をお聞かせください。

1

入職後、本人の特性として周りがその時に初めて理解することが多く、本人が苦手なこととしては理解されていると思うが、障害としての認識はないと感じる。

3

発達障がいの方の特性を、頭で理解していても、どのように接し仕事をしていくか、また、それを全従業員にどのように教育すればよいか分からないところがあります。他機関にも相談させていただいておりますが、今からできる教育や、準備できる事があればと思っています。

DVDやセミナー等、繰り返し社内全体で勉強していきたいと考えております。別紙2については、該当社員がおりませんので記入していませんが、10代・20代にはそのような性格が見られるところもあり、手帳の有無に関係なく、対応していくべきだと感じています。

13

障害者雇用は義務になっているため採用しているが、本音は採用したくない。理由は、注意や指導が十分伝わらないことと、指導にあたる従業員の負担が大きいため。仕事をまかせることができない、目を離すことができない等、限られた業務になってしまうことなど、特別扱いをしなければならなくなるので。

17

個人的において、発達障がい者との関わりはなかったように思われ、深く考えたこともありませんでした。TV・マスコミでの話題にて、聞いたことがある程度であり、その方とどう接するか、一緒に就労まで想像もできません。一度過去において、知的障がいの方の就職希望があり、検討した結果、“難しい”との判断でお断りしたことがあり、その後その方は同じ業種で頑張っておられることを知り、反省ではありませんが、もう少し深く考えることはできなかったかと思いなおす時がありました。

19

職場でだいぶなれが出てきたのか、変に自分は大丈夫と思いき勘違い、他の同僚に吹き込まれ退職すると一時言ってきたが、今は落ち着いている。同僚に啓蒙をもっとしておくべきと反省。

22

従業員・職員数の少ない事業所においては、発達障がいの方を採用するのは困難だと思います。行政や保護者会のご尽力により、「発達障がい児・者」の方の特性については、理解されつつあると思います。しかし、頭で理解しても、少数職場では、人件費の問題、業務を円滑に遂行していくためには、採用を見合わせると思います。事業所に対する金銭的な支援がなければ、現実的に無理だと思います。また、学校や社会において「発達障がい」について、正しい理解は絶対必要だと思います。専門家の特別授業や研修を、積極的に取り入れていただきたいと思います。

36

昔は変わった子(個性が強い子)程度の周囲の認識でしたが、今は余りに障害を細かく区分しすぎている感じもします。本人の意欲をひっぱり出せば素晴らしいお仕事をしてくれます。特別扱いがどこまで生きるのか、考えてしまうこともあり、周辺の方がおかしいのではないかと感じることもさえます。

37

1人1人の障害よっての対応はしたいが、実際は人手不足のため難しいです。

42

現在みなと高等学園の卒業生で障害者手帳の交付を受けている人を一人雇用しています。高校二年生の時から実習に来てくれたので、本人の向き、不向きを判断するまでの時間の猶予があったことは非常によかったと思います。正規の雇用につながるまでに色々準備が出来て、会社としても助かりました。社会人としての責任、自覚はまだ持っていないかな？と思う時もありますが、欠勤や遅刻等は絶対ないし、何より素直でまだまだ伸びしろがあることに成長の可能性を感じています。毎日集中の持続に、波があるので、他の従業員から批判されたこともありますが、ジョブコーチやみなと高等学園の先生に相談したり、作業マニュアルを作成したり色々な工夫をすることで乗り切ってきました。本人も色々な人に支えられ、助けられて働いているんだという自覚は持っているようで、常に感謝の気持ちを持って仕事に臨んでくれるように感じます。いざ、正規での雇用となると色々な不安もありましたが、今となっては雇用して良かったと思っています。本当に純粋で良い子なので、一緒に働いていて自然と笑顔になります。トライアル雇用期間が終わった後に、短時間雇用に切り換えるという決断をしました。一つ一つの仕事を自分の判断で出来るようになる為には、短時間で集中的に教えることが本人にとっても会社にとっても良いと判断したからです。その判断が正しかった。と言えるように、今後も働きやすく、特性が生かせる職場作りをしていきたいと思っています。そして、長時間雇用で切り換えることを目標にこれからも様々なサポートをしていきたいです。障害者雇用を迷っている企業主さんに言いたいことがあります。少しでも迷っているなら、「まずは雇用してみたい」と。特性を理解すれば、きっと戦力になるはず。障害者の雇用は簡単なことではないと思いますが、是非、機会を与えてあげて欲しいです。皆、未知なる可能性を秘めています。発達障がいの特性のある方が、自分の力を十分に発揮出来、就労継続につながるように企業側も努力をしていかなければならないと思います。これからも、「この会社に就職して良かった」と言ってもらえるように頑張りたいと思います。発達障がいの理解促進され、雇用につながる世の中になら変わっていくことを願っています。

45

1. 彼を採用する時、はっきり言って「お荷物になるのでは？」と心配した。けれど採用までに3年間実習に来ていたので人柄や仕事ぶりについてはだいたい分かっていた。でも社員となるとどうかという不安だった。雇用して月日が経つにしたがって彼に対する評価はだんだんあがってきた。今年で5年目になるが「ありがたい」と言う言葉が彼の評価になっている。
2. これまでの間理由もなく休んだことがない、いつ休むか分からない人に仕事はまかせられない、どの様な天候の状態でもきちんと遅れることなく出勤できる。ただ仕事をする10分位前に来てゆっくりと仕事にとりかかって…と少し思ったりもするが…。家族の協力が大いにあるのだろう…ありがたいこと。
3. 自分一人で仕事はできない。職場の中で色々な人と関わりを持たざるを得ない。課題はありながらも努力している姿が見られ、成長を感じている。手前みそになるかもわからないが本施設の職員は若い彼の成長する姿を見守ってくれる雰囲気があり、温かく接していることも記したい。
4. 学校教育の中では問題なく過ごせた人でも社旗の中で働けない事例は、わり合い多い。どこに原因があるのかと考えることがある。ひとつは、社会全体の理解が低いことだと思う。障がい者(身体)はすぐに見て分かるし対応もそれなりに出来るが見た感じ全く分からないが仕事をしていると…何だか変だ…となると周囲もこまってしまう。
5. 就労支援に向けて体制整備取り組みが出来ていると思う。いや出来つつあるといった方がいいのかもわからない。在学中の実習の取り組み、また就職してからの色々な助成等があり、本人の特性を十分分かった上で就労する。けれど一人一人の障がい者に適切かといえば、そうでもないかもわからない。とに角現場では受け入れた以上本人が居心地よく前向きに仕事出来る様に万全でなくても心配り 気配り したいと考える。

46

“発達障害”であること、本人・周囲の方が認めている場合は支援センター等のサポートがあり他の従業員も比較的理解し、受け入れやすいが、そうでない場合(障害を認識していない人)非常に難しい場面に遭遇します。例えば指示した内容を悪気なく完全無視したり、注意して同じ間違いを繰り返す。何度も同じ注意はし難い部分もあり、周りが嫌な雰囲気になってしまふことがある。報告なく機械の設定を変更してしまい機械トラブルになったこともある。上司はそんな個性を理解し、注意を払いながら指示を出す必要があり、全部の従業員がそれらを理解することは難しく困ったことになる事もしばしばある。

57

発達障がいの方については、対象者(社自)や、就業体験受入等も工場で参加した事があります。障がいの状況(程度)にもよるのかも知れませんが、作業性等単一の行動で考えると、一般の方とほとんど区別つかず、かえって、真面目、一生懸命等の印象を受ける場合もあります。よって、周りの理解があればさまざまな就業の機会増えるように思います。

62

以前、徳島発達障害者職業センターの紹介で、3ヶ月間男の子を受け入れたが、徳大の大学院まで卒業しているのに発達障がいは直らないと教えられました。今まで30か所も就職試験を受けられたと聞き、親御さんの気持ちを考えると切なさや無純を感じます。しかし、企業が雇用する場合は、すべてを承知した上で雇用しないと長続きしないと思いますし、本人の気持ち(もっといい所、したい仕事)もあるので、むずかしいようにも思います。いずれにしても、企業人として、事実を認める勉強不足を感じています。

68

最近、大人の発達障がいについて、クローズアップされていますが、本人が気づいているのか、いないのかが、なかなか確認出来ないの、どのように対応すればよいか分からない場合があります。

75

本人に自覚がなく周囲は大変困惑している。他の病と違い指摘しにくい(はっきりとした症状がない)。職場で適切な人員がいた時はあまり問題もなかったが、人員が少なくなると、目立つようになってきた。現在、障がい者雇用が法定率で決まっているが、発達障がいはカウントできないので何とかならないのか？発達障がいについて理解が乏しく異常者と見られるなどなかなか周りの理解が得られない。

76

就労支援等での成果事例を紹介して欲しい。

85

法律上で障がい者の方の雇用促進が進められてきておりますが、現状厳しいのも現実の1つだと思います。まずは行政機関で多くの人を雇い入れ、お手本となるべき姿・方針等を指示してもらえると、現場としてはやりやすくなるかとも思います。まだまだ接点も少なく、受け入れ体制の整備には時間がかかる問題だと思います。でも取り組みが必要な問題だとは思っています。

発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート調査（事業所）

<別紙2>

回答数 **33** 人 / **22** 社（回収率 約25%） ※回答87社のうち

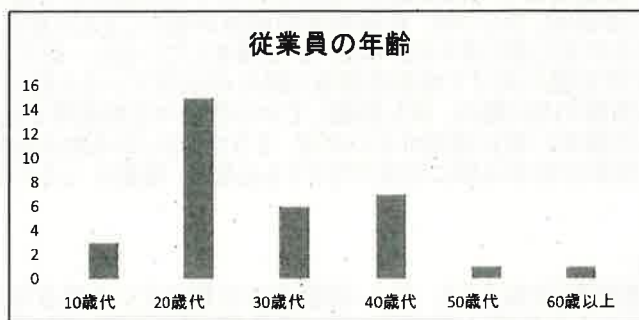
<以下、発達障がいもしくはその疑いのある従業員の中で、障害者雇用での就業形態ではない方(障害者手帳の交付を受けていない/事業所に開示をしていない等)を対象としてお答え下さい>

問4 当該従業員の現在の状況についてお伺いします。

(1) 当該従業員の年齢層について教えてください。(1つだけ)

回答数 **33**

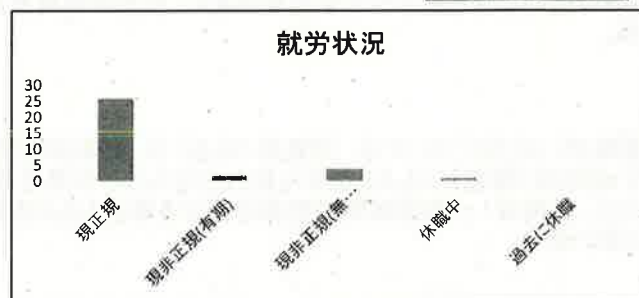
3	9.1%	1. 10歳代
15	45.5%	2. 20歳代
6	18.2%	3. 30歳代
7	21.2%	4. 40歳代
1	3.0%	5. 50歳代
1	3.0%	6. 60歳以上



(2) 貴事業所での雇用形態及び就労状況について教えてください。(該当するものすべて)

回答数 **33**

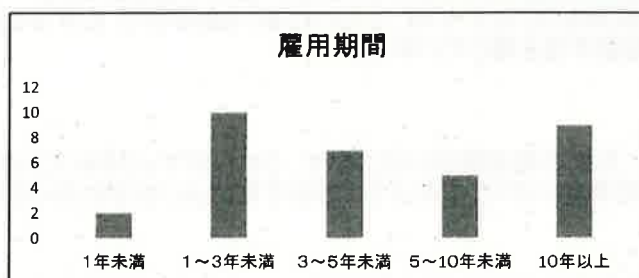
20	78.8%	1. 現正規職員
2	6.1%	2. 現非正規職員(有期: 半年~1年)
4	12.1%	3. 現非正規職員(無期または自動更新)
1	3.0%	4. 現在休職中である
0	0.0%	5. 現在は就労、過去に休職



(3) 現在までの雇用期間について教えてください。(1つだけ)

回答数 **33**

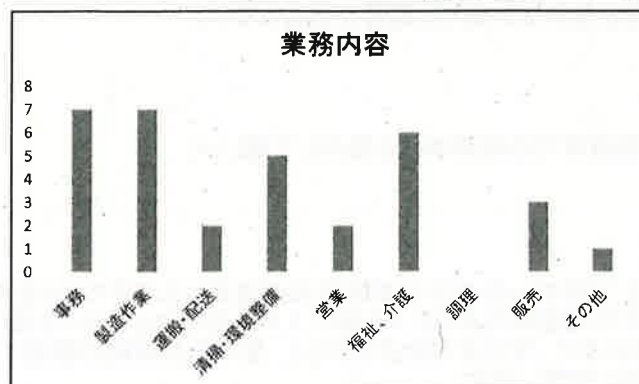
2	6.1%	1. 1年未満
10	30.3%	2. 1年以上3年未満
7	21.2%	3. 3年以上5年未満
5	15.2%	4. 5年以上10年未満
9	27.3%	5. 10年以上



(4) 主に従事している業務内容について教えてください。(1つだけ)

回答数 **33**

7	21.2%	1. 事務
7	21.2%	2. 製造作業
2	6.1%	3. 運搬・配送
5	15.2%	4. 清掃・環境整備
2	6.1%	5. 営業
6	18.2%	6. 福祉、介護
0	0.0%	7. 調理
3	9.1%	8. 販売
1	3.0%	9. その他 []



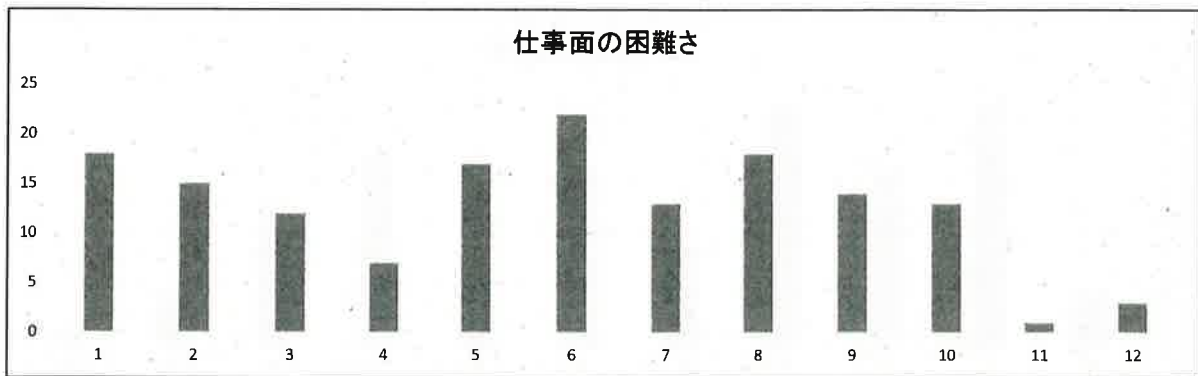
(5) 仕事面の困難さがあれば、その内容について教えてください。(該当するものすべて)

回答数 32

※気になる面なし 1人

18	56.3%	1. 仕事が遅い
15	46.9%	2. 仕事が雑・不器用、手順通りにできない
12	37.5%	3. ミスが多い
7	21.9%	4. 集中しにくい／気が散りやすい
17	53.1%	5. こだわりがある／臨機応変な対応ができない／融通がきかない
22	68.8%	6. 複数のことを同時にこなせない／優先順位を立てられない
13	40.6%	7. マイペースで行動するなど、周囲が見えていない／合わせられない
18	56.3%	8. 上司や同僚の指示が理解できない／受け入れにくい
14	43.8%	9. 困ったことがあっても相談や報告ができない
13	40.6%	10. 従業員自身は、仕事面の困難さを自覚していない
1	3.1%	11. 気になるところはない
3	9.4%	12. その他〔

・パニックになりやすい
 ・時々体調不良を理由に休むことがあり、その本当の理由は分からない
 ・注意されると物に当たることもある



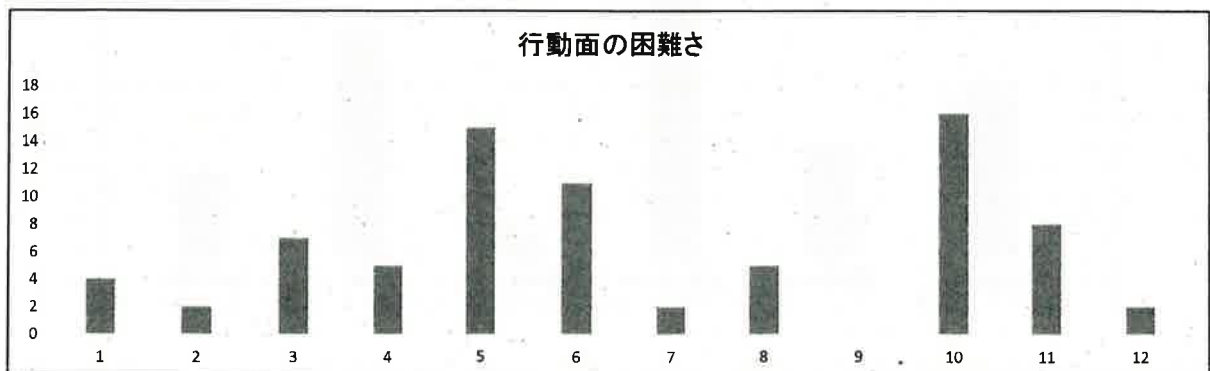
(6) 行動面の困難さがあれば、その内容について教えてください(該当するものすべて)

回答数 25

※気になる面なし 8人

4	16.0%	1. 遅刻がある、時間が守れない
2	8.0%	2. 服装など身だしなみに問題がある
7	28.0%	3. 片付けや整理整頓が苦手
5	20.0%	4. 思いつきですぐに行動する
15	60.0%	5. 社会人としての常識やマナーが身につけていない
11	44.0%	6. 感情をコントロールすることが苦手で、表情や態度に出してしまう
2	8.0%	7. 聴覚など、感覚の過敏さがあり、業務に支障が出ている
5	20.0%	8. 不眠やうつ症状など、何らかの精神的な症状が見られる
0	0.0%	9. 無断欠勤がある
16	64.0%	10. 従業員自身は、行動面の困難さを自覚していない
8	32.0%	11. 気になるところはない
2	8.0%	12. その他〔

・行動の直接の結果は想定できるが、得てして短絡的で、常識的でないことが散見される。
 ・同僚とのコミュニケーションに少し不安がある



(7) 対人関係、コミュニケーション面の困難さがあれば、その内容について教えてください(該当するものすべて)

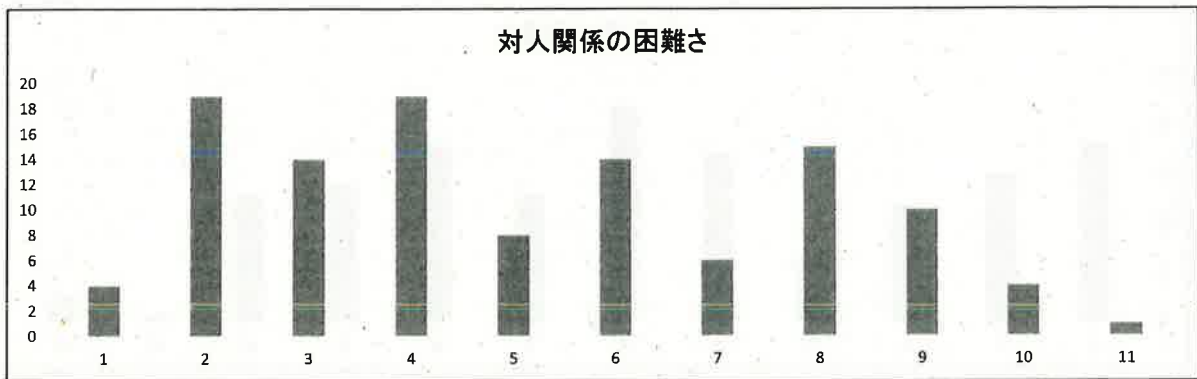
回答数 29

※気になる面なし 4人

4	13.8%	1. 挨拶や返事がほとんどできない
19	65.5%	2. 相手の気持ちや状況を理解するのが苦手
14	48.3%	3. 抽象的な表現は理解しにくい
19	65.5%	4. 分からなくても「はい」と返事をするのがよくある
8	27.6%	5. 人の言葉を真に受けて不安になる(字義通りに受け取ってしまう)
14	48.3%	6. 雑談に入れれないなど、コミュニケーションがとりにくい／孤立しがち
6	20.7%	7. 空気が読めず思ったことをそのまま話してしまい、周囲とギクシャクする
15	51.7%	8. 指摘や注意を受けた際、謝罪できない／適切な対応ができない
10	34.5%	9. 従業員自身は、対人関係やコミュニケーション面の困難さを自覚していない
4	13.8%	10. 気になるところはない
1	3.4%	11. その他 []



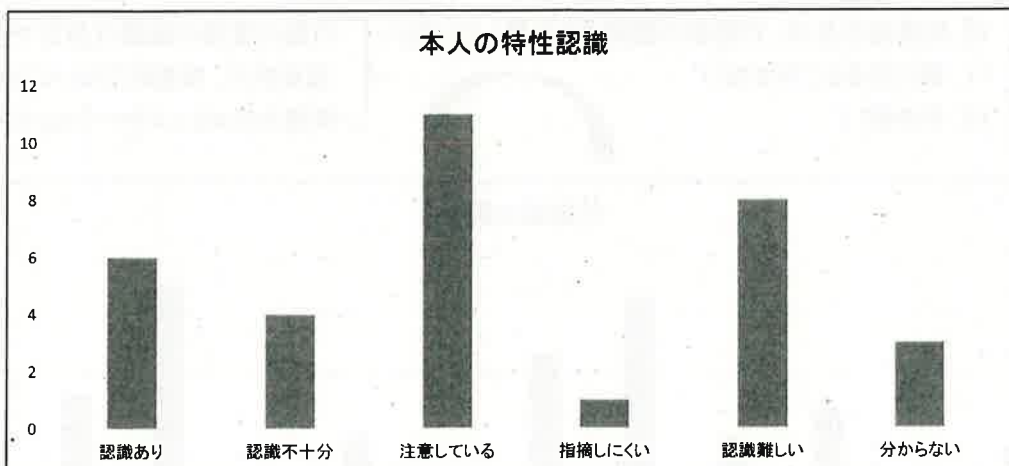
・今までの生活での結果なのか、他人の指摘や指導に対する過剰な反応が見られる。



(8) 当該従業員は業務上の困難さや自己の特性について、認識しているように感じられますか。当てはまる番号に○をつけてください。(1つだけ)

回答数 33

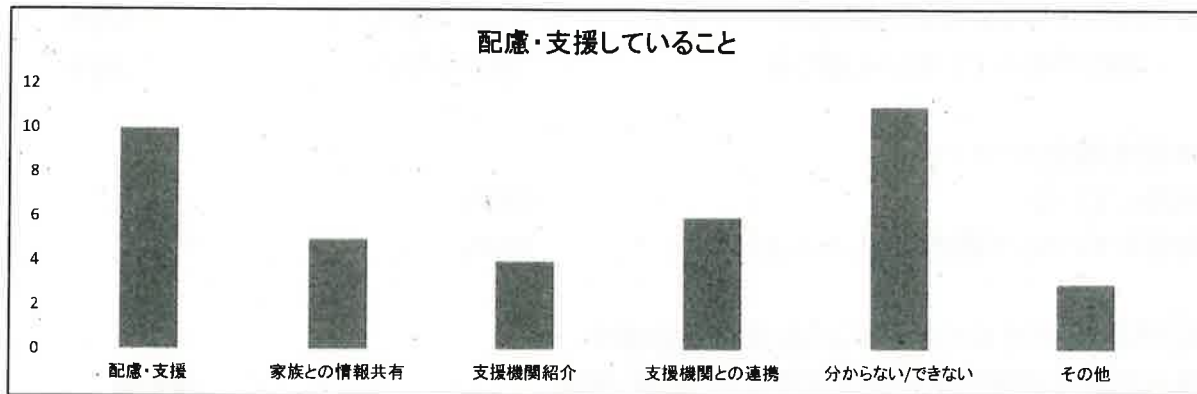
6	18.2%	1. 従業員自身に困り感があり、特性についてもある程度認識している
4	12.1%	2. 従業員自身に困り感はあるが、特性についての認識は十分ではない
11	33.3%	3. 従業員自身に困り感はないが、上司や同僚等からは注意・指摘をしている
1	3.0%	4. 従業員自身に困り感がなく、上司や同僚等からは注意・指摘をしにくい
8	24.2%	5. 従業員自身に困り感がなく、上司や同僚等が注意・指摘しても認識は難しい
3	9.1%	6. 分からない



(9) 事業所内で配慮・支援していることがあれば教えてください。(該当するものすべて)

回答数 32
※未回答 1

10	31.3%	1. 事業所内で具体的な配慮・支援を実施している※具体的な内容(
5	15.6%	2. 家族と情報共有している
4	12.5%	3. 支援機関への相談を勧めている
6	18.8%	4. 上司や同僚等が、支援機関と連携し、配慮・支援を実施している
11	34.4%	5. 配慮や支援の仕方が分からない／できていない
3	9.4%	6. その他 []



【補足】(9) 事業所内で配慮・支援していることがあれば教えてください。(該当するものすべて)

1. 事業所内で具体的な配慮・支援を実施している ※具体的な内容()
- ・ 具体的な指示を心がけている
 - ・ 苦手な業務を外す報告をマメにさせる
 - ・ 特定の業務に従事するよう配慮している
 - ・ 特定の業務・勤務場所に従事するよう配慮している
 - ・ 責任のある仕事等は一人で任せない。共同体勢をとるよう配慮
 - ・ 一般業務内容から、本人ができる部分をしてもらっている
 - ・ 仕事内容やコミュニケーションに対する配慮(簡単なもの)
 - ・ 仕事に自信が持てるように得意分野を伸ばし、繊細な配慮が必要な業務は外している
 - ・ 上司、看護職で専門医につないだ。おそらく発達障害が原因によるうつ病発症。現在休養中(治療)
 - ・ 配置転換で、軽易な作業
6. その他 []
- ・ 現状では、周囲を含めてそれほど困っておらず、特別な対応は不要
 - ・ 休日は申し出により対応
 - ・ 家族・本人・学校と連携
 - ・ 支援機関は熱心に訪問してくれ、相談にのってくれています

発達障がいのある方の就労支援に向けたアンケート〈事業所〉

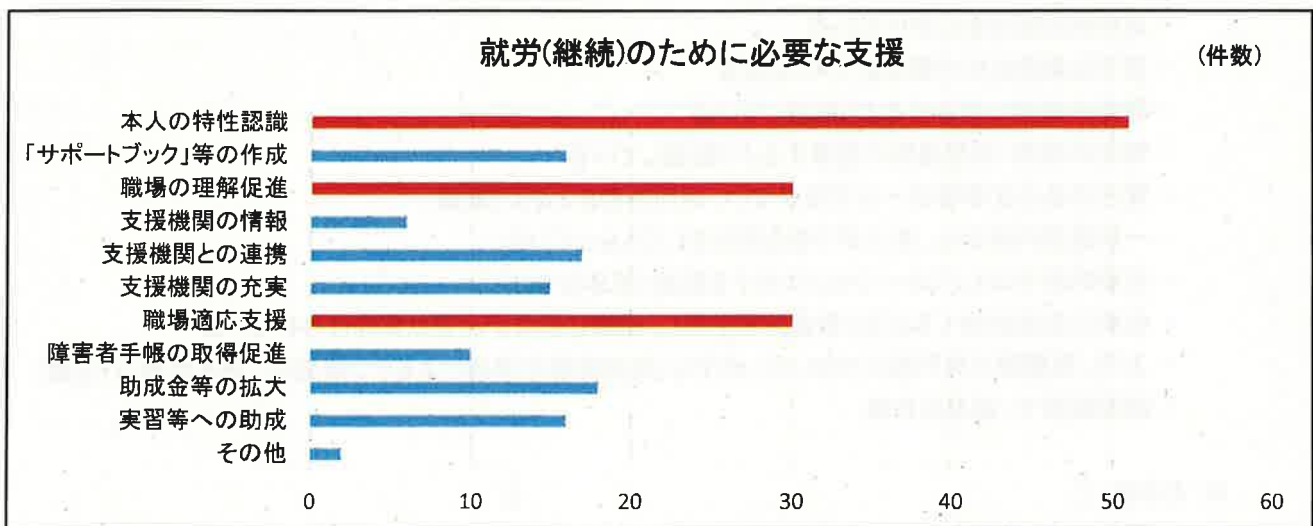
【調査概要】

調査企業: 138社(回収数 87社 回収率約63%)

個人別回答 33人分

【全体】

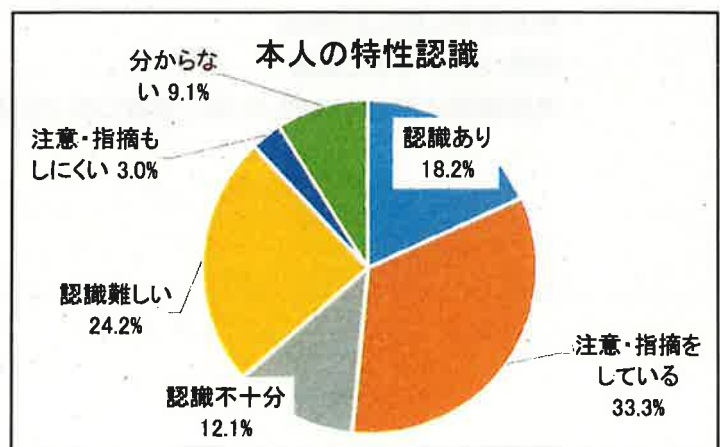
1 発達障がいについての理解促進		2 発達障がいの特性(著しい困難)ある従業員	
取り組み方が分からない	42.5%	いない(と思う)	81.9%
取り組みはしているが、まだまだ		いる(と思う)	12.0%
理解が進んでいないと感じる	24.1%	分からない	6.0%
3 障害者雇用について			
実施している	54.0%		
実施していない(過去にもしたことがない)	31.0%		
4 就労(継続)のために、どのような支援が必要か			
本人が自己の特性を認識できるような支援・方策	60.7%		
事業所内(上司や同僚等)の、理解促進支援	35.7%		
障害者手帳の有無にかかわらず利用できる、職場適応のための支援	35.7%		
「発達障害者雇用開発助成金」の拡大や、それに準ずる助成	21.4%		
地域の支援機関との連携	20.2%		



【個別】(発達障がいのある方対象)

5 従業員自身の、特性についての認識度

認識あり	18.2%
注意・指摘をしている	33.3%
認識難しい	24.2%
認識不十分	12.1%



6 事業所内での配慮

分からない/できていない	34.4%
具体的な配慮を実施	31.3%

平成29年度発達障がい関連施策の状況について
(発達障がい者総合支援センター)

1 とくしま発達障がい者総合支援事業

18,074千円

1月末実績 ()内はH28年度実績

1 相談支援

(1) 個別ケースの相談支援

発達障がい者及びその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、課題解決に向けた助言を行い、必要に応じて情報提供や、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関への紹介を行いました。

また、圏域ごとに場所を設定し、定期的に個別相談に応じたほか、必要に応じて囑託医による医療相談、ひのみね総合療育センターとの連携による診療支援を行いました。

<実864人 延3,576人(実992人 延3,265人)>

(2) 機関コンサルテーション

関係機関の職員に対して、発達障がいについての理解や発達障がい者及びその家族への適切な支援方法について、スーパーバイズを行いました。

<48件(56件)>

(3) 「家族心理教室」開催事業

発達障がいもしくは発達凸凹をかかえ、なおかつ強度の行動障がい(暴力、強迫性障害、強いこだわり、ひきこもり等)を合併した当事者の家族に対し、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識や情報を家族に提供するとともに、問題への対処技能の向上を図るため、心理教育的アプローチの手法を用いて、グループワークセッションを実施しました。

<実7人 延15人(実13人 延28人)>

2 発達支援

(1) 心理士による心理判定・発達検査

心理判定・発達検査を実施し、本人の自己理解と今後の支援を検討する上での指針として活用しました。

<213件(263件)>

(2) ペアレントトレーニング事業(すくすく教室)

発達障がい児の保護者を対象に、発達障がいについての理解を深め、子どもの特性や関わり方を指導し、適切な対応ができるよう支援しました。

また、地域の支援者の現任教育の場とし、ペアレントトレーニングの普及に努めました。

<実12人 延66人(実11人 延58人)>

<支援者実3人 延20人(実4人 延28人)>

(3) 幼児期関わり支援事業(のびっ子学級)

発達障がい児または発達に気がかりのある幼児の保護者を対象に、子どもの発達や関わり方についての情報提供をするとともに、サポートブックの作成の支援を行いました。

また、親子参加型のプログラムを組むことにより、我が子の特性を理解し、特性にあった関わり方ができるよう支援を実施しました。 <実4人 延22人(実6人 延25人)>

(4)ペアレント・メンター養成・活用事業

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、障がいの診断を受けて間もない保護者などに対し、障がい理解や障がい受容、情報提供等の支援を行うペアレント・メンターの養成については、基礎講座と相談対応のふりかえりをテーマにした事例検討会を実施しました。

また、ペアレント・メンター協会と連携し、ペアレント・メンターによるグループ相談会やシルバー大学校での啓発活動などを実施しました。

基礎講座	6人(13人)
事例検討会(メンター対象)	9人(7人)
グループ相談会	33人/6回(33人)
シルバー大学校講座	172人/5校(113人)

3 就労支援

(1) 個別ケースの就労支援

就労への前段階として、必要に応じて心理判定や発達検査を実施し、自己の障がい特性の理解を深めるための支援のほか、就労への動機付け、就労場面における課題などについて指導・助言を行いました。 <実164人 延1,549人(実180人 延1,478人)>

(2) 発達障がい者就労移行サポート事業

発達障がい者のひきこもり生活、昼夜逆転生活、生活リズムの乱れ等を改善し、将来の就労に向けた取り組みを支援するため、センターのグループ活動のほか、みなと高等学園や西部テクノスクールと連携し、就労準備訓練を実施しました。

また、特性理解を進める支援、一般就労中の当事者を対象に、安定して働き続けられるよう、就労環境において必要な対人技能を習得するための支援事業を実施しました。

FA	実36人 延892人(実33人 延844人)
自己理解支援	実6人 延9人(実3人 延4人)
作業体験	実9人 延25人(実8人 延22人)
就労継続バックアップ事業	実10人 延16人(実15人 延21人)

(3) 発達障がい者当事者の会

余暇活動を行うとともに、困りごとについての話し合いを通じ、社会的スキルの獲得や発達障がいに関する理解を深めるため、成人期の発達障がいの当事者同士が集まり交流する場を提供しました。 <実23人 延155人(実24人 延131人)>

4 啓発事業

世界自閉症啓発デー連携事業

4月2日の世界自閉症啓発デー及び日本での発達障害啓発週間に呼応し、4月8日(土)に文化の森21世紀館にて、啓発映画上映会をはじめ作品展・パネル展、個別相談会等のイベントを実施しました。そのほかに県内7か所での啓発パネル展の実施、県の庁舎等計5か所にて横断幕・懸垂幕の設置、商業施設及び高校の文化祭での啓発、発達障がい者総合支援ゾーンの施設をブルーにライトアップなどの取組を実施しました。

また、各市町村等が主催する福祉イベント等に出張し、地域住民向けの啓発も実施しています。

文化の森啓発イベント	320人(238人)
市町村等イベントにおける啓発	8か所(9か所)
横断幕・懸垂幕の設置	5か所(5か所)
啓発パネル展	7か所(7か所)
商業施設でのチラシ等配布	5か所(4か所)
市町村広報誌へ掲載	2町(2市)

5 講演会・研修事業

(1) 発達障がい講演会

発達障がいに関する知識を広く県民に普及啓発することを目的とした講演会を開催しました。 <200人(383人)>

(2) 発達障がい児早期発見体制支援事業

厚生労働省が推奨するアセスメントツールを乳幼児健診で導入するための技術的支援を行いました。 <技術的支援 年間11回(6回)>
<研修会 110人(13人)>

(3) 発達障がい児支援専門員養成事業

発達障がい児支援について、身近な地域で切れ目のない適切な支援を行うことができる人材の育成を目的とした研修会を開催しました。 <基礎講座 39人(32人)>
<発達障がい児支援専門員認定者数 24人(26人)>
<フォローアップ講座 16人(9人)>

(4) 発達障がい者支援従事者養成研修

医師や保健師、心理士向けに支援技術の向上を図ることを目的とした研修会を開催しました。(保健所技術職員等研修会との共催) <49人(94人)>

(5) 地域啓発研修事業

発達障がいにかかる基礎的な研修や啓発については、各圏域ごとに保健福祉局や県民局主催にて実施することとし、地域における支援者の養成や住民の発達障がいへの理解の促進を図りました。今年度は幼児期の支援者向けと放課後児童クラブ指導員向け研修

会を3圏域で合計6回実施しました。

<3圏域 6回 346人(5回 291人)>

6 主催会議

(1) 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、発達障がい者支援に関する施策の総合的・計画的な推進について必要な事項を検討することを目的とした医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等23機関からなる協議組織 <2回(2回)>

就労支援ワーキンググループ

発達障がい者またはその疑いのある者が、診断の有無や障がいの開示・非開示に関わらず、本人の能力と希望に沿った就労及び就労継続ができるよう支援する方策を具体的集中的に検討するため、労働機関、教育関係者、経済団体の7機関からなる協議組織 <3回>

発達障がいの特性があると思われる高校生や大学生、社会人の方に必要な支援の方策を検討するため、基礎的な情報を得ることを目的にアンケート調査を実施

さらに発達障がいのある当事者及び就労をサポートする支援者等に対し、発達障がいの特性理解と支援機関等の周知を目的とした、「就労サポートブック」を作成

(2) 発達障がい者支援西部ブロック会議

県西部における課題を把握し、効率的な支援や連携の在り方等について検討することを目的とした28機関からなる協議組織 <1回(1回)>

(3) 発達障害者雇用支援連絡協議会(徳島障害者職業センターとの共催)

発達障がい者に対する効果的な就労支援を行うため、支援や連携のあり方について検討し、情報共有を図ることを目的とした関係機関からなる協議組織 <2回(2回)>

(4) 徳島ペアレント・メンター連絡協議会

徳島ペアレント・メンター協会の活動並びに運営、ペアレント・メンター活動について支援及び助言を行うことを目的とした6機関からなる協議組織 <1回(1回)>

(5) 児童発達支援センター連絡協議会

各児童発達支援センターが連携して運営や支援のあり方を考え、情報共有を図ることを目的とした県内のセンター全11機関からなる協議組織 <1回(1回)>

7 その他

ゾーン連携事業

発達障がい者総合支援ゾーンを構成する4機関(みなと高等学園・徳島赤十字ひのみね総合療育センター・徳島赤十字乳児院・発達障がい者総合支援センター)が連携し、

総合的な支援を実施しました。

・ **ゾーン連携会議**

ハナミズキゾーン内4機関の代表者等による情報交換や連携のための会議

<10回(12回)>

・ **乳幼児一時保育**

ハナミズキへの来所者に同伴する乳幼児を必要に応じて徳島赤十字乳児院で一時保育

<23件(14件)>

2 ⑤ 地域で支える発達障がい者支援事業

4,050千円

1 子育て応援

(1) 発達障がい親子育て応援事業

保護者支援の充実を図ることを目的に、県内の児童発達支援センターにペアレントトレーニング事業を委託しました。事業の委託にあたっては、専門家によるペアレントトレーニングの模擬セッションを実施しました。

① 模擬セッション

・ 講師：鳴門教育大学大学院 准教授 小倉正義氏 <5回 実10人 延46人>

② 委託内容

・ ペアレントトレーニングプログラム全5回及びフォローアップ1回

③ 委託機関：県内5か所の児童発達支援センター

- ・ 医療法人啓仁会児童発達支援センター ピノキオの家
- ・ 特定非営利活動法人こどもの発達研究室きりん きりん教室
- ・ 医療法人ひなた児童発達支援センター しろくま
- ・ 社会福祉法人大麻福祉の町児童発達支援センター めだか
- ・ 特定非営利活動法人とくしま発達支援センター れもんキッズ藍住

(2) 小・中学生の自己理解教室

発達障がい児が、自らの発達凸凹を受け止め、家庭や学校の生活の中で、苦手な分野に上手く対応していく方法を身につけることができるよう、自己理解を深める教室を開催しました。

<小学生グループ 実4人 延14人>

<中学生グループ 実3人 延10人>

2 就労支援

(1) 発達障がい者ジョブトレ推進事業

① ジョブトレ・IN 県庁

就労を希望する発達障がい者に対し、臨場感のあるジョブトレーニングとして県の組織・機関で、ジョブコーチの監督のもと、職業適性・作業能力の把握など自己の特性理解や、対人スキルの習得を目指し、実践的な作業訓練を実施しました。

- ・回数 14回(23回)
- ・参加人数 実11人 延24人(実11人 延33人)
- ・実習場所 障がい者相談支援センター，次世代育成・青少年課
医療政策課，健康増進課，三好保健所，西部こども女性相談センター
- ・実習内容 資料発送準備，仕分け作業，会場設営等

②ジョブトレ・IN 企業

特性理解や就労に対する意識・意欲を高めるほか，具体的な就労イメージを掴みながら実践的なスキル獲得を目指し，発達障がい理解のある企業において就労体験を実施しました。

③大学との連携

県内の大学等を訪問し，発達凸凹のある学生に向けた個別相談やケース会議の実施，就労支援の方法や関係機関を取りまとめた冊子の作成などに取り組みました。

- ・四国大学と連携し，大学への出張相談を実施

④ナビゲーションシートの作成

企業へ就職している者，これから就職しようとしている者へ，自らの特性と支援方法(配慮依頼)についてプロフィールを作成し，企業に手渡し説明するナビゲーションシートを作成しました。

- ・徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会(就労支援ワーキンググループ)において作成した「就労サポートブック」に掲載。

3 関係機関の支援力向上

(1) 専門性向上ケースカンファ事業

二次障がいも併せ持つ複雑困難な状況の発達障がい者に対して，身近な地域で支援を続けていくため，地域の関係機関の対処能力を上げていくことができるよう，演習形式の研修会を実施します。

- ・日時 平成30年3月6日(火) 午後1時から午後4時まで
- ・場所 発達障がい者総合支援センター ハナミズキ 会議室
- ・内容 事例検討，アセスメント技法の演習
講師：発達障がい者総合支援センター 職員
- ・対象者 相談支援専門員・保健師等
- ・参加者 30人程度予定

(2) 発達凸凹サポートチーム現場派遣事業

発達凸凹サポートチームを結成し，保育所・幼稚園・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・市町村など困難事例を抱える関係機関からの要望に応じ，コンサルテーションな困難事例の対応に関する相談・助言を実施しました。

発達凸凹サポートチーム

- ・構成員 医師，言語聴覚士，臨床心理士(心理士)，保育士，保健師
- ・対象 吉野川市，阿波市，美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町
美波町，牟岐町，海陽町
- ・実績 幼稚園，保育所6か所 実21名

(3) 高齢者発達障がい支援力向上事業

成人期から高齢期の発達障がい者の発見・生活支援に関わる医療・保健・福祉等の各関係機関等を対象に、成人期から高齢期の特性の理解とその支援技術向上を図るための研修会を開催しました。

- ・介護支援専門員対象研修(美馬市地域包括支援センター主催)
美馬市，つるぎ町 <50人>
- ・障がい者支援専門員等対象研修(障がい者自立支援協議会主催)
阿波市，吉野川市，三好市，東みよし町 <80人>

4 普及啓発

(1) 発達障がい者と共に生きる社会づくり事業

①世界自閉症デー10周年記念イベント

国連総会(H19. 12. 18開催)において毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されてから10年目となり、さらに発達障がい者(児)への支援と啓発を推進するために発達障がい者支援のシンボルマーク(ブルーすだちくん)を公募により作成し、イベントにおいて発表・表彰を行いました。

- ・応募総数 199名(244作品)
- ・選考結果 最優秀作品 1点， 優秀作品 2点
- ・表彰式 平成29年9月18日(発達障がい講演会)

②大学での普及啓発

- ・四国大学及び徳島文理大学にて啓発活動(センターチラシ等の配布)を実施

③司法関係者への啓発

司法手続きにおいて、個々の発達障がい者の特性に応じた、意思疎通の手段の確保等の適切な配慮を行うための研修を実施しました。(警察署，少年鑑別所，保護司，刑務所，地方裁判所等) <6回 延290人>

④お誘いカードの作成

学校現場や企業において「本人の自覚がないため、相談に誘えない問題」に対処するため、教員や企業の上司等が本人に手渡すカードを作成しました。

- ・徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会(就労支援ワーキンググループ)において作成した「就労サポートブック」に掲載。

3 かかりつけ医等対応力向上事業

500千円

発達障がい者(児)やその家族が身近な存在であるかかりつけ医等と信頼関係を構築し、適切な支援を受けることができるよう、発達障がいに関する国の研修を受講した医師が、徳島県内において還元普及のための研修会を実施し、かかりつけ医等の対応力向上を図りました。

・国の研修

第10回発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療

日時 平成29年9月27日（水）、28日（木）

場所 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

参加者 徳島県からは2名（医師、センター職員）

・復命研修

日時 平成29年9月14日（木）、平成29年12月21日（木）、平成30年1月10日（水）

場所 徳島県医師会館

対象者 医師等医療従事者

参加者 9月 43人（医師43人）

12月 49人（医師48人、看護師1人）

1月 28人（コメディカル、衛生管理者等）

内容 9月、1月開催分

「職場における発達障害への対応」 徳島県美馬保健所長 佐藤 純子氏

（発達障がい者総合支援センターの紹介及び事例紹介

発達障がい者総合支援センター 職員

12月開催分

「職場における発達障害への対応」

徳島県精神保健福祉センター所長 石元 康仁氏

「乳幼児期の発達状況とアセスメントツール(Mチャット)について」

及び発達障がい者総合支援センターの紹介

発達障がい者総合支援センター 職員

平成29年度発達障がい関連施策の実施状況について (教育委員会)

各事業についてはH29.12月末実績、予算は当初予算

1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

1,806千円

県立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、学校生活の充実や学業不適応状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員(学習支援員)を県立高等学校3校に配置した。

2 特別支援教育パワーアップ事業

5,173千円

特別支援学校の専門性の向上と地域内の小中学校等に対するセンター的機能の充実、特別支援教育の体制整備の充実を図るために、「合理的配慮」「通級指導教室」「就学相談」を柱とした研修や相談支援等を実施した。

- ◆教職員の専門性の向上に向けた研修会の実施
- ◆総合教育センターにおける相談、巡回相談員による相談等の実施
 - (1) 総合教育センター特別支援・相談課指導主事による相談 (1,198回)
 - (2) 特別支援教育巡回相談員による相談(出張1,177回 来校236回 電話・メール106回)
- ◆地域特別支援連携協議会連絡会の開催 (1回 H29.6.14)
- ◆専門家チームによる教育相談の実施
 - (1) 地域特別支援教育相談会「出張ほっとアドバイス」 (3会場 計17件)
 - (2) 「ほっとアドバイス」事業(総合教育センター内での専門家による相談)(8回 計23件)
 - (3) 学校等への研修支援 (1回 特別支援学校での支援)
- ◆「徳島県発達障がい教育研究会」の開催 (2回開催 参加者数 計153名)

3 社会で活躍サポート事業

6,171千円

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図った。

- 1 「とくしま特別支援学校技能甲子園」の開催 (H29.9.15 参加生徒 計96名)
- 2 技能検定の実施 (H29技能検定受検者数 のべ460名 H30.1.31現在)
- 3 職場定着に向けた支援

4 ㊦学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業

10,473千円

県内小中学校における学力の向上や望ましい行動の増加，高校における社会的スキルの向上のために，障がいのある児童生徒を含む学びにくさのある子どもに対して，応用行動分析に基づく本県ならではの「ポジティブな行動支援」を取り入れた学習指導，集団指導等を実施した。また児童生徒の生活の質の向上を図るため，福祉分野との連携を強化した。

- 1 「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」との協働研究
教育分野での実践，福祉分野での実践
(自律型学習教材の作成，事業所及び学校間での事例研究実施等)
- 2 ICT特別支援ポータルサイト(特別支援学びの広場)の充実
(総合教育センター・ホームページの「特別支援学びの広場」に，自律型学習教材，事例研究の概要，教員向けのe-ラーニング問題をアップロード)

5 ㊦特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業

14,456千円

特別支援学校の児童生徒一人一人が「主役」となり，障がいの種別や程度に関わらず，将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けることができるよう，特別支援学校での文化的な体験学習の積み重ねによる児童生徒の音楽・美術的才能の開花，技能検定等で培った職業スキルを活かすフェスティバルの開催や学校近隣の札所等に出向いてのお接待活動を行った。

- 1 文化的活動で才能開花
音楽的活動，美術的活動
専門家とのコラボレーションによる体験型音楽学習や大学等の外部専門家との連携によるデジタルアート制作を特別支援学校で実施
- 2 地域社会で実力発揮
就労支援活動，地域で活躍(地域貢献活動)
『You Me(ゆめ)チャレンジフェスティバル2017』の開催，四国霊場札所でのお遍路さんへのお接待活動

平成30年度発達障がい関連施策の状況について
(発達障がい者総合支援センター)

1 とくしま発達障がい者総合支援事業

19,768千円

(目的)

「発達障がい者総合支援ゾーン」における、発達障がい者(児)の相談や支援についての総合窓口機関である「発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」と平成27年5月に開設した西部の拠点である「発達障がい者総合支援センター アイリス」を運営し、地域の福祉・教育・医療・就労の関係機関と連携を図りながら、各種施策を推進する。

(事業内容)

「発達障がい者総合支援センター」では、発達障がい者とその家族が抱える「不安の軽減」及び発達障がい者の「自立と社会参加」の促進を図るため、福祉・教育・医療・就労など関係機関の連携し、発達障がい者の自立と社会参加の促進のための基幹施設として、支援体制整備を推進する。

①相談支援

- ・個別相談において発達特性を理解し対処法を得ることで、的確な支援を受ける基本となる個別相談や心理判定
- ・小児科、精神科嘱託医による医療相談及びひのみね総合療育センターとの連携診療
- ・二次障がいや強度行動障害を生じた当事者への対応に疲弊した家族への支援
- 新「家族サポート事業」
- ・グループ活動の中で成功体験を増やし自己肯定感を身につけることで、社会参加への足がかりとする支援
- 新「発達障がい者ピアグループ育成事業」

②発達支援

- ・診断初期の保護者教育として、ペアレントトレーニングの手法を学び、適切な関わり方を習得する
「ペアレントトレーニング事業」
- ・診断前後の不安の大きな保護者への情報提供を行うとともに、親子参加型プログラムを組むことにより、保護者が我が子の特性を知り、有効な関わり方を習得する
「幼児期関わり支援事業」
- ・共感性の高いペアレントメンターによる支援により、身近な地域で信頼相手として子育てに苦慮している保護者の孤立感や不安感を軽減できる事業
- 新「ペアレント・メンターによる子育てサポート推進事業」

③就労支援

- ・自己理解、就労準備支援を行い、障がい特性や能力を見立て、就労支援機関と連携調整して、次のステップにつなぐ就労への導入的な支援
「発達障がい者就労移行サポート事業」
- ・発達障がい者に特化した講座により、地域で安心して生活を送り、社会参加及び自立につながるのと同時に、関係機関との連携強化・充実を図る事業

「発達凸凹出前講座」

- ・自立及び就労を視野に入れた早期からの支援は、当事者の適切な進路選択となり、就労継続につながる

新「ライフステージに応じた自立・就労応援事業」

④啓発・研修

- ・タブレット等を活用することで、広く県民に情報発信し、支援の必要な人が相談機関等につながっていない状況をなくすとともに、市町村の発達障がいへの意識と対応力を高める

新「発達障がい気づき応援事業」

- ・地域における支援者のスキルを高め、関係機関が連携し、身近な地域で、早期から切れ目のない的確な支援を受けることのできる支援体制の構築

「発達障がい児支援専門員養成事業」

- ・早期発見と適切な支援のための助言指導と研修を行う

「発達障がい児早期発見体制支援事業」

- ・保育所、学校、福祉事業所等関係機関を対象に専門的な助言指導を行う

「発達凸凹サポートチーム現場派遣事業」

- ・医療関係者等に対し、発達障がいへの理解を深め、支援力を高める

「発達障がい者支援従事者養成研修」

- ・地域の関係機関の対応力を上げ、支援力を充実させる

「専門性向上ケースカンファ事業」

- ・認知症や精神疾患の鑑別及び発達特性を抱える高齢者支援のための支援者の育成

「高齢発達障がい者支援力向上事業」

- ・災害時におけるサポート体制の強化と自助力を高めるための教育

新「災害時発達障がい者サポート体制強化事業」

- ・世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）における普及啓発、ブルーすだちくんを活用した普及啓発

- ・県民の理解促進を図るための講演会などを開催

- ・発達障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進

「発達障がい者支援体制整備検討委員会」 など



とくしま発達障がい総合支援事業

相談支援 ～専門的な助言、支援の提供～

課題: 19歳以上の相談者増、相談の長期化の解消

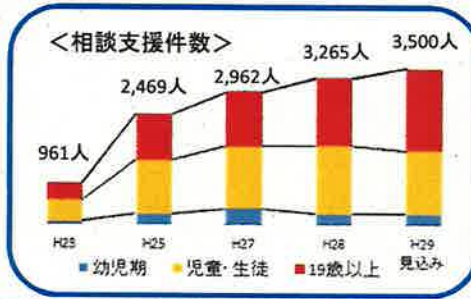
○相談(来所・移動相談室)、連携診療、医療相談

新ピアグループ育成事業

- ・人間関係のスキル獲得
- 自己肯定感の獲得

新家族サポート事業

- ・疲弊した家族への支援
- 社会的孤立感からの回復
対処技能の獲得



発達支援 ～保護者支援の充実～

課題: 子どもとの関わりに苦慮する保護者への支援

新ペアレント・メンターによる子育てサポート推進事業

- ・子育てミニ講座
- ・グループ相談会
- ・ペアレント・メンター活動バックアップ
- 保護者へ「安心感」をつなぐ

先々のことを考えると、不安でいっぱいになる

身近に相談できる人が欲しい



- ペアレント・トレーニング(すくすく教室)
- 幼児期関わり支援事業(のびっ子学級)

就労支援 ～障がい特性に応じたサポート～

課題: 本人の特性理解支援、職場の理解促進等

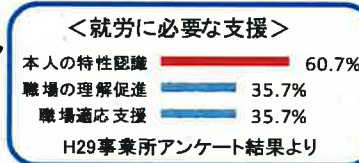
新ライフステージに応じた自立・就労応援事業

- ・企業等での就労訓練
- ・自立・就労応援講座
- 対象: 小・中学生、高校・大学生
家族、支援者、企業等
- 小学生から就労への意識づくり



○企業への機関コンサルテーション

- ・就労サポートブックの活用
- 職場での本人・周囲の困り感の解消



啓発・研修 ～発達障がいの理解の促進～

課題: 発達障がいについての認知度、市町村の支援力UP

新発達障がい気づき応援事業

- ・タブレット活用による支援へのつなぎ
- ・市町村・相談機関職員の支援力向上
- 身近な地域で相談できる体制



新災害時サポート体制強化事業

- ・当事者・家族向け研修
- ・支援者のスキル向上研修
- 災害への備え、避難所・自宅での対応

- かかりつけ医等対応力向上研修

紹介ビデオ
FAQ等

乳幼児期

就学期

成人期

早期の気づき → 自立・社会参加

担当: 発達障がい者総合支援センター

平成30年度発達障がい関連施策の状況について（案）
（教育委員会）

1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

1,798千円

公立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、対象生徒の学校生活の充実や学業不適合状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を3校に1名ずつ配置する。

2 特別支援教育パワーアップ事業

5,173千円

「合理的配慮」「通級指導教室」「就学相談」を柱とした研修や相談支援等を実施することで、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実と特別支援教育の体制整備の充実を図る。

1 合理的配慮充実事業

教員対象の特別支援教育研修会，県民対象の特別支援教育講演会，医療的ケア・給食等の指導検討委員会，特別支援学校間での連携支援等

2 通級指導教室充実事業

通級指導教室担当者研修，徳島県発達障がい教育研究会

3 就学相談充実事業

特別支援学級担任研修，特別支援教育コーディネーター研修，外部専門家の派遣等

3 社会で活躍サポート事業

6,196千円

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図る。

1 「技能甲子園」の開催（検定上位級取得者による競技会の開催）

2 特別支援学校主導の技能検定の実施（すだちサポート会議の開催等）

3 職場定着に向けた支援（進路指導主事による卒業生の職場巡回支援等）

4 学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業

5,400千円

県内小中学校における学力の向上や望ましい行動の増加、高校における社会的スキルの向上のために、発達障がいの可能性のある児童生徒や障がいのある児童生徒を含む、学びにくさのある子どもに対して、応用行動分析に基づく本県ならではの「ポジティブな行動支援」を取り入れた学習指導、集団指導等を実践する。また、これまでの事業実施による効果を踏まえ、取組をより多くの学校に拡大するとともに、教員等への研修を通じて「ポジティブな行動支援」に関する専門性の向上を図る。

1 「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」との協働研究

小・中学校における自律型教材の作成ができる教員の育成及び指導実践、高等学校における支援が必要な生徒に対する社会的自立のための指導体制の構築、特別支援学校でのアドバイザーによる学校コンサルテーションの実施等)

2 ICT特別支援ポータルサイト（特別支援学びの広場）の充実

教員用 e-ラーニング教材及び研修活用システムの開発等

5 特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業

11,661千円

特別支援学校での文化的な体験学習の積み重ねによる児童生徒の音楽・美術的才能の開花、技能検定等で培った職業スキルを活かすフェスティバルの開催や学校近隣の札所等に出向いてのお接待活動、これらを通して特別支援学校の児童生徒一人一人が「主役」となり、障がいの種別や程度に関わらず、将来にわたって地域で活躍できる力を身に付ける。

1 文化的活動で才能開花（音楽的活動、美術的活動）

専門家とのコラボレーションによる体験型音楽学習や大学等の外部専門家との連携によるデジタルアート等の制作等

2 地域社会で実力発揮

ゆめチャレンジ・フェスティバル、四国霊場札所での「お接待イベント」の開催

【資料5】

発達障がい者総合支援プランの進捗状況について

I 地域における支援環境の充実

1 身近な地域での相談支援体制の強化

平成30年1月末現在

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	担当部局
○きめ細やかな相談支援体制の整備 ・移動相談室や機関コンサルテーション、医療・相談等を通じた支援体制の充実 ・市町村における発達障がいの相談窓口の明確化	・周知、活用促進	H27	移動相談 33回 実65人 延199人 機関コンサルテーション 48件	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
	・平成30年度までに全市町村での実施の働きかけ	H27	実施 24市町村	
○相談支援事業所等におけるスキルアップ ・相談支援事業所等職員に対する研修会の実施 ・個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用	・困難ケース対応力向上に向けた研修の実施	H27	H30.3.6開催予定	
○地域での連携体制の構築 ・自立支援協議会や圏域の連絡調整会議等での連携強化	・地域連携をコーディネートする人材の育成についての調査検討・実施	H28	検討中	
	・各種部会の活用等を通じた情報共有と成功モデルの普及	H27	主催会議 7回 協議会等参加回数 92回	
	・事例検討を中心とした支援従事者研修の充実	H27	発達障がい者支援従事者研修会 49人	
・地域の医療機関との連携	・かかりつけ医等対応力向上研修の検討・実施	H28	3回 延120人	
	・連携診療の充実	H27	12人	
	・医療関係者とのケース会議等の実施	H27	小児科相談 18人 精神科相談 12人	

2 社会の正しい理解の促進

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○様々な機関の理解の向上 ・「発達凸凹出前講座」の展開	・有識者を活用した出前講座の実施	H28	有識者による出前講座 2回 110人	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○効果的な普及啓発事業の実施 ・関係機関との連携による一般住民に対する啓発	・発達障がい者講演会の実施	H27	1回 200人	
	・世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施	H27	文化の森啓発イベント 320人 市町村等イベントにおける啓発 8か所	
	・ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけるパネル展示の実施	H27	パネル展 7か所 啓発チラシ等配布 5か所 市町村広報誌掲載 2町	
○情報発信の強化 ・発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信	・ホームページでの情報整理・内容充実	H27	実施	
	・分かりやすいパンフレットの作成・活用	H27	パンフレット等を作成し、啓発・研修等で配布（“働く”を考えよう～発達障がい就労サポートブック～）	
	・「発達障がい者支援センター・全国連絡協議会・徳島大会」の開催	H28	※H28開催	
・合理的配慮に関しての理解促進	・障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の制定及び周知	H27	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援センターに専門相談員配置 ・県職員向け「職員対応要領」の運用 ・条例啓発リーフレット配布 ・障がい者サポートハンドブックの配布 ・ヘルプマークの作成・配布 	障がい福祉課

Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○各市町村における乳幼児健康診査に関わる技術支援 ・乳幼児健康診査に関わる支援者への社会性発達の情報提供 ・乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援 ・乳幼児健康診査への社会性発達に関するアセスメントツール等の導入	・発達障がい児早期発見支援体制事業の実施	H27	1町(保健師等)に対し情報提供	発達障がい者総合支援センター
		H27	1町(保健師等)に対し、技術支援	
		H27	10町に対し導入を支援	
	○支援者の知識・技術の向上 ・支援者向け研修会の充実	・発達障がい早期支援研修会の開催	H27	
	・関係機関での出前講座の実施	H27	47回 1,251人	

②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○保育所・幼稚園等職員および児童発達支援センター等職員への技術支援 ・機関コンサルテーションおよび個別ケース会議の充実 ・保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実	・医師・言語聴覚士・臨床心理士等で構成する「発達凸凹サポートチーム」の子育て現場への派遣	H28	幼稚園、保育園等への職員の派遣 6回	発達障がい者総合支援センター
		○保護者への支援 ・相談支援体制の充実	H27	
・ペアレントトレーニングの充実	・児童発達支援センターと連携したペアレントトレーニングの実施	H27	ペアレントトレーニング事業 ハナミズキ 9回 実8人 延42人 アイリス 8回 実4人 延24人 ・事前模擬セッション後、児童発達支援センターにペアレントトレーニング事業を委託 県内5か所 (模擬セッション 5回 実10人 延46人)	

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
・保護者に向けた子どもの発達や関わり方に関する情報提供	・幼児期療育支援事業の実施	H27	幼児期関わり支援事業(のびっ子学級) 6回 実4人 延22人	発達障がい者総合 支援センター
・各地域で行っている保護者支援のサポート	・市町村の子育て教室等での出前講座の実施	H27	保護者を対象とした出前講座 1回 15人 (再掲)	
・ペアレント・メンターの養成・活用	・保護者支援のできるペアレントメンターの養成・グループ相談会の実施	H27	ペアレント・メンター登録数 19人 基礎講座 6人 事例検討会 9人 グループ相談会 6回 実30人 延33人 シルバー大学校講座 5回 172人	
○関係機関職員の専門性の向上 ・実施機関, 対象者, ニーズに応じた研修会の実施	・研修体系・内容の充実の働きかけ	H27	地域啓発研修事業 3圏域実施 346人	
・地域において相談支援の核となる「発達障がい児支援員専門員の養成	・平成30年度までに60名の支援専門員の育成・活用	H27	基礎講座 39人 認定者数 24人(応用講座修了者) フォローアップ講座 16人	

2 就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○就学支援の充実 ・教育支援委員会の支援機能の強化 市町村教育支援委員会調査員養成講座等の実施	・市町村教育支援委員会調査員養成講座	H27	4回 延215人	特別支援教育課・ 総合教育センター
・相談支援ファイル等の活用推進	・相談支援ファイル等の作成・活用推進	H27	相談支援ファイルの活用を推進	
○校種間の情報の円滑な引継ぎ ・「個別の教育支援計画」の作成及び活用の推進	・「個別の教育支援計画」の作成・活用 推進	H27	作成の必要な幼児児童生徒が在籍している認定こども園・幼稚園及び小・中・高校では作成率100%(作成校/在籍校)	
・各園・校種間での引継ぎの推進	・「個別の教育支援計画」等資料の引継ぎ推進	H27	特別支援教育コーディネーター研修等で引継ぎを推進	
・教育・医療・福祉・労働が連携した「地域特別支援連携協議会」の実施	・地域特別支援連携協議会の実施	H27	全市町村の担当者及び巡回相談員等, 関係者の参加者数 48人	

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○教員等の専門性の向上 ・特別支援教育に関する研修の実施	・研修実施	H27	研修会参加者数 延2,527人(12月末)	特別支援教育課・ 総合教育センター
・e-ラーニング研修システムの開発・実施	・開発 → 実施	H27	e-ラーニング問題 833問(累積) 187問(H29作成, 12月末) アクセス件数 5,500件(12月末)	
・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上促進	・免許状保有率の向上促進	H27	認定講習会受講者数 延396人	
・放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)への研修の実施	・放課後児童支援員認定資格研修の実施	H27	受講者数 143人 修了者数 135人(見込み)	次世代育成・青 少年課 子ども・ 子育て支援室
	・放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施	H27	児童厚生員・放課後児童支援員等合同 研修 参加者 190人 フォローアップ研修 参加者 471人 放課後児童支援員等資質向上研修会 参加者 280人(見込み) 放課後子ども総合プラン研修会 参加者 188人	
○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実 ・高等学校教員の学ぶ場の確保	・徳島県発達障がい教育研究会への参加の促進	H27	年2回 参加者数 153名(県内135名)	特別支援教育 課・総合教育セン ター

②就学期における支援体制の整備

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○校内支援体制の整備・充実 ・校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用促進	・活用促進	H27	各研修会等で活用を促進	特別支援教育課・ 総合教育センター
・合理的配慮の視点に立った支援体制の整備	・整備	H28	「徳島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、ひきつづき適切に対応している。	
・「個別の教育支援計画」の作成及び活用の促進	・作成・活用促進	H28	作成を進め、効果的な活用を促進。作成の必要な幼児児童生徒が在籍している認定こども園・幼稚園及び小・中・高校では作成率100%(作成校/在籍校)	

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
・特別支援教育支援員の活用 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校での活用 促進	・活用促進	H28	各市町村の幼稚園及び小・中学校で439人、県立高校3校で各1名ずつ配置。	特別支援教育課・ 総合教育センター
○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援 ・「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」と連携 した実践研究の推進	・アドバイザーの派遣 ・設置→実施	H27	実践研究数 24事例(12月末)	
・特別支援学校のセンター的機能の充実 巡回相談及びみなと高等学園を核としたネット ワークを利用した高等学校の相談の充実	・Web相談等活用促進	H27	参加高校数 2校	
○職業的・社会的自立に向けた取り組み ・高等学校において「自立活動」の内容を取り入れ た活動の実践を推進	・推進→実施	H27	実施校 11校	
・特別支援学校において、事業所等で適性に 応じた就業体験の実施	・就業体験協力事業所の拡大	H27	就業体験実施事業所数(年度末に確定)	
・ジョブサポーターの配置による就労支援の 強化	・生徒の就職支援の強化	H27	ジョブサポーターが開拓した就業体験協 力の了解を得た事業所数(年度末に確 定)	
・特別支援学校版技能検定の開発と実施	・検定新種目の開発→実施 ・技能検定受検者の拡大	H27	「流通」分野の種目開発に着手、プレ 検定の実施 受検生徒数 延460人	
・関係機関と連携した就労支援	・「ゆめチャレンジフェア」の実施	H27	年2回(西部)生徒25名 企業37社 (南部)生徒47名 企業23社	
○発達障がいの理解促進 ・保護者への発達障がいへの理解促進	・「ほっとアドバイス事業」の実施	H27	8回 23件	特別支援教育課・総 合教育センター・発 達障がい者総合支援 センター
・地域への発達障がいへの理解促進	・発達障がい教育講演会の開催 ・発達障がい教育セミナーの開催	H27 H29	参加者数 362人 参加者(午前の部)153名 (午後の部)178名	特別支援教育課・総 合教育センター
・本人の理解促進	・高等教育機関と連携した「思春 期・自己理解教室」の開催	H28	小学生グループ 4回 実4人 延14人 中学性グループ 4回 実3人 延10人	発達障がい者総合 支援センター

③成人期(進学先・就労先等)への円滑な引継ぎ

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○進学先・就労先への引継ぎ ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の 作成と引継ぎ推進	・引継ぎの推進	H27	各研修等で作成と引継ぎを推進	特別支援教育課

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○企業の理解促進 ・発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施	・社内セミナー等を実施	H27	企業見学会 年1回 参加数 19団体 出前セミナー 年1回 参加数 20団体	総合教育センター・ 労働局等関係機関
○学校と他機関との連携 ・地域特別支援連携協議会の活用	・他の機関との連携強化	H27	参加者数 48人	特別支援教育課・ 発達障がい者総合 支援センター・市町 村等関係機関
・福祉及び就労先(若者サポートステーション, ハローワーク等)への情報引継ぎ		H27	福祉及び就労先と連携	
○家族支援の充実 ・家族のこころの安定のための場づくり	・家族心理教室の実施	H28	3回 実7人 延15人	発達障がい者総 合支援センター

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○相談の場の確保とネットワークづくり ・高等教育機関と連携した, 学内相談場所の確保及び移動相談室の開催	・協議 → 実施	H28	希望のあった高等教育機関と連携し, 必要者には学内相談を実施	発達障がい者総 合支援センター・ 関係機関
・本人・保護者向け啓発研修の実施		H28	高等教育機関での啓発 2回	
・高等教育機関教職員・関係者向け啓発研修の実施		H28	希望のあった高等教育機関で教職員を対象とした研修の実施 1回 30人	
・定期的なネットワーク会議の実施		H28	必要なケースには, 随時会議を開催	
・機関コンサルテーションの活用		H28	希望のあった高等教育機関には, 機関コンサルテーションを実施	
・中学, 高等学校からの円滑な情報引継ぎ		H28	必要なケースには, 保護者等の了解の元, 情報提供を実施	
○他機関との連携・引継ぎ ・関係機関における, 中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有	・協議 → 実施	H28	必要なケースについては, 情報共有	
・就労支援機関(若者サポートステーション, ハローワーク等)への情報提供及び連携・引継ぎ		H28	アセスメントの後, 必要なケースについては, 情報提供の後, 就労支援機関を紹介	

②就労と定着に向けた支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局	
○自己理解支援, 就労準備支援の充実・強化 ・自己理解のための面接, グループ活動の実施	・自己理解支援グループの開催	H27	2回 実6人 延9人	発達障がい者総合支援センター・ 関係機関	
	・基本的な生活習慣の確立, 社会的スキルの習得等 に向けた作業体験等の機会の提供	H27	みなと高等学園 4回 実9人 延25人 西部テクノスクール 回 実 人 延 人		
	・就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場 体験, 就労準備の実施	・「ジョブトレ・IN県庁」をはじめ多 様な職場体験機会の提供	H28		14回 実11人 延24人
		・障害者職業センターにおける職 業準備支援の実施	H27		障害者職業センターと連携
○職場定着支援の充実 ・相談支援の充実	・就労支援事業所と連携した実習 体験の活用	H27	就労支援事業所と連携	発達障がい者総合支援センター・ 関係機関	
	・定着バックアップ事業の実施	H27	3回 実10人 延16人		
	・障害者職業センターのジョブ コーチ支援の活用	H27	必要なケースへのジョブコーチ支援		
○企業の理解促進	・障害者職業センター及び就業・ 生活支援センターと連携した包括 的な支援体制の整備	H27	アセスメントの後, 必要なケースについて は, 情報提供の後, 就労支援機関を紹介	発達障がい者総合支援センター・総合 教育センター・関係 機関	
	・労働関係部局と連携した発達凸 凹出前講座や情報交換会の実施	H27	必要なケースについて, 事業所からの相 談対応		
	・発達障がい者等の理解促進の ための企業セミナー「はたらくサ ポートプロジェクト」の実施(再掲)	H27	企業見学会 年1回 参加数 19団体 出前セミナー 年1回 参加数 20団体		

③社会参加に向けた支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○当事者, 家族への支援の充実 ・当事者の交流の場の確保	・当事者グループへの支援	H27	21回 実23人 延155人 ハナミズキ 20回 実16人 延148人 アイリス 1回 実7人 延7人	発達障がい者総合支援センター・ 関係機関
	・社会貢献に向けたモデル事業の 検討・実施	H28	実施検討	

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
・家族のこころの安定の場づくり	・家族心理教室の実施(再掲)	H28	3回 実7人 延15人	発達障がい者総合支援センター・長寿いきがい課・関係機関
	・相談支援事業所等と連携した包括的な支援	H27	連携実施	
・地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携強化	・発達の凸凹のある高齢者対策として、ケアマネジャー対象の研修等の開催	H28	介護支援専門員研修 1回 50人 (美馬市地域包括支援センター) 障がい者支援専門員等対象研修 1回 80人(自立支援協議会主催)	
○ひきこもりへの対応				
・相談窓口の情報提供及び啓発促進	・実施	H27	リーフレット「知ってください ひきこもりのこと」作成 ひきこもりに関するパネル展開催	
・自立支援協議会等における情報共有、市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築	・発達障がい者総合支援センターの当事者グループ「ひととき」と精神保健福祉センター「きのぼり」との連携	H27	利用者の希望等に応じて随時	健康増進課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関
	・アウトリーチの拡大に向けた「ひきこもりサポーター」養成研修の実施	H27	養成研修参加者数 6人 ひきこもりサポーター登録者数 83人	
	・子ども・若者支援や生活困窮者支援等の関係機関と連携した「ひきこもり対策連携会議」の活動強化	H27	H30.3.5開催予定	
・生活リズムをつけるきっかけづくり	・ワークサンプルを活用したFA(フリーアクティビティ)の実施	H27	178回 実36人 延892人 ハナミズキ 105回 実24人 延567人 アイリス 73回 実12人 延325人	

心のバリアフリー☆ステップアップ事業

～徳島から心のバリアフリーを推進～

【現状】

- 東京オリ・パラに向け、ユニバーサルデザイン2020行動計画に「心のバリアフリーの推進」が柱として位置づけられた。
- 「心のバリアフリーの推進」の取組みは、始まったばかり、各県とも重点的な施策の実施には至っていない。

【課題】

【平成30年度予算額(案) 4,288千円(当初)】

東京オリ・パラが目前となり、
「徳島から心のバリアフリーの取組推進」が急務、
 オリパラの先も見据えた重点的な施策実施が必要。

心のバリアフリーを「キーワード」とした重点的な施策展開による「レガシー」の創出

心のバリアフリーの推進体系及び主な事業

【ボランティア育成・県民理解促進】

新 心のバリアフリー☆ステップアップ事業
 (4,288千円)

■心のバリアフリー☆アンバサダーの養成

- ・県職員に「障がい特性」等の講習を実施、修了者を「徳島県心のバリアフリー☆アンバサダー」に認定

職員が率先した障がいの対応実現

- ・県民・企業にも講習を実施、アンバサダーとして登録

心のバリアフリーを県民運動として拡大

■障がい者サポートハンドブックの改訂

- ・合理的配慮の好事例、障がい特性に応じた場面ごとのコミュニケーション方法など内容を充実

■ヘルプマークの作成・配布

- ・心のバリアフリー普及のツールとして活用

計1,545個配布済み
(H29.11時点)



ヘルプマーク

■県主催イベントにおける情報保障

■徳島県障がい者差別解消連絡会議の運営

【スポーツの振興】

新 障がい者スポーツ振興事業

「車椅子バスケットボール」交流大会をはじめ、ポッチャ等による地域の障がい者スポーツの普及などにより、オリ・パラやその後を見据えた施策推進

2021ポッチャが全国障害者スポーツ大会種目に採用予定



車椅子バスケット

【芸術・文化の振興】

新 チャレンジド・アート・プロジェクト推進事業

「障がい者芸術文化活動支援センター」の創設をはじめ、特別支援学校と小中学生の共同作品制作などを通じ、障がい者芸術・文化振興の礎を築く



障がい者アーティストの作品

【福祉的就労の推進】

障がい者いきいき活躍就労促進事業

農福連携による障がい者の就農促進事業

授産製品のブランド力強化や農福連携マルシェの開催などを通じて、障がい者の工賃アップを図り、障がい者の自立と社会参加を促進



農福連携マルシェ授産品
和名産品、米粉、バーム

【社会参加促進・情報バリアフリー】

障がい者社会参加サポート事業

障がい者の社会参加を支援する人材育成等の各種事業を引き続き実施



農福連携マルシェ

障がいの有無に関わらず、すべての県民が活躍できる徳島づくり

障がい者の「自立と社会参加」に向けた工賃向上プロジェクト

【平成30年度予算(案)34,000千円(当初)】

障がい者の工賃アップに向けて

- ◆障がい者優先調達推進方針を策定
- ◆障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業の展開
- ◆障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の施行(「就労等への支援」を明記)

H25年度実績(19,299円)～
全国第2位に!

H26年度実績(20,388円)
2万円台に到達!

更なる飛躍を目指して

- ◆新商品開発や品質向上を支援
エシカル消費を柱とした広報戦略の更なる展開



新商品開発
品質向上



障がい者が
作る製品

伝統工芸+地産地消+エコ

障がい者いきいき活躍就労促進事業

藍染め (伝統工芸)

- ・徳島特産の藍染め製品を制作
- ・新商品の開発やブランド化を推進



スイーツ (地産地消)

和三盆糖や阿波晩茶といった素材を使用したスイーツの開発、ブラッシュアップ



木工製品 (間伐材)

徳島県の杉や檜の間伐材を有効利用木のぬくもりを感じる製品を開発



授産製品のブランド力・発信力強化

- ◆工賃レベルに加え、新たに作業種別等の課題別に細分化した指導・フォローの実施

ほっとかない事業 スタートアップ 支援

- ◆事業収益で賄うことが困難な初期投資(車両・備品等)を補助



<ほっとかない事業>

受発注機会の拡大

- ◆VS東京「Turn Table」との連携
- ◆「とくしまマルシェ」をはじめ、県内販売会、商談会への出店



<ターンテーブル>

<とくしまマルシェ>

農福連携による障がい者の就労促進事業

「就農」に対する支援

- ◆障がい者就労施設へ専門家を派遣農業技術に係る「指導・助言」を実施
 - 農業技術の向上
 - 新たに農業に従事する施設の拡大



徳島の伝統産業の振興に貢献

「タデ藍」「竹糖」の耕作面積拡大

「販売」に対する支援

- ◆「農福連携マルシェ」の開催 → 農産物の販路拡大
- ◆統一パッケージ → 農産物のブランド化



AWANOWA
FRESH SALAD

推進エンジン

農福連携推進検討会

- ◆福祉、農林、民間団体が連携
 - 生産から販売までトータルサポートの支援策を検討



担当：障がい福祉課

障がい者スポーツ・芸術文化の振興（新未来創造・進化事業）

【平成30年度予算額(案) 35,700千円(当初)】

2020年東京大会に向けて、スポーツと芸術文化を両輪として、障がい者が主役となり「活躍」できる舞台を提供

障がい者スポーツ



障がい者が「身近な地域で日常的にスポーツに親しむ環境づくり」や「競技力の向上」に取り組む

普及促進・環境整備

<障がい者スポーツ振興事業>

⑧ 車いすバスケットボールふれあい交流事業

障がいのある人とない人が共に楽しむ交流大会を開催

○ 障がい者スポーツの普及促進事業

交流拡大に向け団体へ競技用具の購入等支援

○ 障がい者スポーツ協会支援事業

- ・ 団体競技サポート強化事業
団体競技の指導者派遣や定期練習会を開催
- ・ 知って親しむジュニアスポーツ体感事業
児童がスポーツの楽しさを体感できる教室を開催
- ・ 障がい者スポーツ協会支援事業

○ 地域における障がい者スポーツ普及促進事業

特別支援学校や総合型地域スポーツクラブ等で障がい者スポーツを実践



競技力向上

<障がい者スポーツ振興事業>

○ 目指せ！パラリンピック・選手育成等支援事業

- ・ パラリンピック等育成強化選手を支援
- ・ 障がい者トップアスリートによる講演会の開催

県民環境部との連携



<障がい者社会啓発強化・社会参加サポート事業>

- ・ ノーマピック・スポーツ大会の開催



障がい者の芸術文化

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を支援するため、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえた仕組みづくりに取り組む



<チャレンジド・アート・プロジェクト推進事業>

【チャレンジド】

「障がい者」の意。「挑戦する使命や資格、チャンスが与えられた人」が語源

裾野を広げる

⑧ 「障がい者芸術活動支援センター」の設置

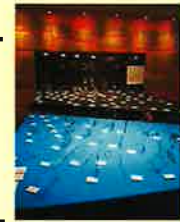
「障がい者芸術活動支援センター」を障がい者交流プラザに設置し、相談支援、人材育成、作品の調査・発掘・評価・発信等を行う

⑧ 「心のバリアフリー」共同作品のPR

特別支援学校と小中学校の児童生徒が、オリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けて、「藍」を用いた芸術作品を共同制作し、展示を行う

教育委員会との連携

タスクフォースの発案



「全国障害者芸術・文化祭」のサテライト開催

「全国障がい者芸術・文化祭」と連動したイベントを実施 【展覧会の開催】

優れた才能を伸ばす

「障がい者アーティストの卵」発掘展の開催

若者世代の障がい者による芸術作品を募集・展示

「障がい者アーティストはぐくみ講座」の開催

障がい者の芸術文化活動の支援方法や創作環境の整備等についての講習会を実施



【第2回発掘展受賞作品】

担当：障がい福祉課

連携先：とくしま文化振興課、県民スポーツ課、特別支援教育課

TOKYO
2020

障がい者が活躍する
活力ある共生社会
を実現

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none">● トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）● 特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none">● ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。